

令和 6 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 6 年 6 月 1 1 日

令和 6 年 6 月 1 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和6年第2回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月11日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6月12日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
6月13日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（7名）</li> </ul>	
6月14日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （報告第1号～第3号） （承認第3号～第6号） （議案第42号～ 議案第49号） （諮問第1号） （同意第3号）</li> <li>・発議第4号</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続 調査申出書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・条例</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

# 提出議案等

(令和6年6月11日提出)

(村長提出議案)

- |        |   |
|--------|---|
| 報告第 1号 | 令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                     |
| 報告第 2号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                             |
| 報告第 3号 | 令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について                                   |
| 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第2号) 地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 |
| 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第3号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)について」                |
| 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第4号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」                   |
| 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第5号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」             |
| 議案第42号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 議案第43号 | 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 議案第44号 | 令和6年度西原村一般会計補正予算(第1号)について   |
| 議案第45号 | 物品購入契約の締結について   |
| 議案第46号 | 工事請負契約の締結について   |

議案第47号 工事請負契約の締結について

議案第48号 工事請負契約の締結について

議案第49号 工事請負契約の締結について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

同意第3号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(令和6年6月13日提出)

(一般質問)

1番 坂本隆文君 2番 西口義充君 3番 桂悦朗君 4番 堀田直孝君  
5番 尾崎幸穂君 6番 高本孝嗣君 7番 小城保弘君

(令和6年6月14日提出)

(議員提出議案)

発議第4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（6月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第3号）	5
日程第 5 休会の件について	10
散 会	11

### 第2号（6月13日）

議事日程第2号	13
応招議員氏名	14
出席議員氏名	15
事務局職員出席者	15
説明のため出席した者の職氏名	16
開 議	17
日程第 1 一般質問	17
(坂本隆文)	17
・消防団長・副団長の退職金・報酬について	
・山西小学校正門前の道について	
(西口義充)	23
・通学路等の安全とその路面对策について	
・管理職の手当てについて	
・「ハラスメント」及び「カスタマーハラスメント」 に関する条例等の整備について	
(桂 悦朗)	33
・空港アクセス鉄道計画について	
・児童生徒の不登校に対する支援体制について	
(堀田直孝)	44
・村内の農業用水路の維持管理について	
・河原校区の道路問題について	

	(尾崎幸穂)	5 2
	・ 本村の中学校の制服について	
	・ 交通利便性への取組について	
	(高本孝嗣)	5 9
	・ 「鳥子第2工業団地(仮称)」について	
	・ 大切畑ダム周辺整備について	
	(小城保弘)	6 6
	・ 西原村消防団について	
散 会		7 2
第3号(6月14日)		
議事日程第3号		7 3
応招議員氏名		7 5
出席議員氏名		7 6
事務局職員出席者		7 6
説明のため出席した者の職氏名		7 7
開 議		7 8
日程第 1	報告第 1号 令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7 8
日程第 2	報告第 2号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8 0
日程第 3	報告第 3号 令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について	8 1
日程第 4	承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」	8 1
日程第 5	承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)について」	8 3
日程第 6	承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」	8 5
日程第 7	承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村国民健康保険	

		税条例の一部を改正する条例の制定 について」……………	8 7
日程第 8	議案第 4 2 号	西原村附属機関の設置に関する条例 の一部を改正する条例の制定につい て……………	8 8
日程第 9	議案第 4 3 号	西原村重度心身障害者医療費助成に 関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	8 9
日程第 1 0	議案第 4 4 号	令和 6 年度西原村一般会計補正予算 (第 1 号) について……………	9 1
日程第 1 1	議案第 4 5 号	物品購入契約の締結について (小型 動力ポンプ (6 台) 購入)……………	9 7
日程第 1 2	議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について (鳥子 地区新工業団地 2 工区造成工事)……………	1 0 0
日程第 1 3	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について (鳥子 地区新工業団地 3 工区造成工事)……………	1 0 0
日程第 1 4	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について (葛目 川河川災害復旧工事)……………	1 0 3
日程第 1 5	議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について (滝川 河川災害復旧工事)……………	1 0 3
日程第 1 6	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて……………	1 0 5
日程第 1 7	同意第 3 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて……………	1 0 6
日程第 1 8	発議第 4 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について……………	1 0 7
日程第 1 9		組合議会報告について……………	1 0 7
日程第 2 0		委員会の閉会中の継続調査申出書について……………	1 0 8
閉 会		……………	1 0 8
署 名		……………	1 0 9

第 1 号 ( 6 月 1 1 日 )

## 令和6年第2回西原村議会定例会会議録

令和6年6月11日、令和6年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年6月11日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第3号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	竹下良一君
総務課長	堀田隆二君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	村上文英君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和6年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、坂本隆文君、6番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月4日に行われました議会運営委員会で本日11日より14日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日11日より14日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般報告として、議長から、会議規則第129条のただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

4月9日に阿蘇市町村議長会総会が開催され、出席しました。

また、同日に阿蘇郡町村議長会総会が開催され、出席しました。

5月14日に熊本県町村議会議長研修会及び熊本県町村議会議長会臨時総会が開催され、葦北郡津奈木町議会議長の柳迫好則さんが監事に選任されました。

5月21日から22日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動を東京で行ってきました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和6年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年4月16日、熊本県政史上最も長い4期16年を務められました蒲島郁夫前熊本県知事が任期満了により退任をされ、新しく木村敬熊本県知事が

就任をされました。

逆境の中にこそ夢があるという信念の下、熊本地震や豪雨災害からの創造的復興の進展をはじめ、くまモンやT SMCの進出など経済成長への足がかりをつくっていただきました。これまで、極めて大きな実績を残されてきたことに対し、熊本県民の一人として感謝の念に堪えません。

蒲島前知事がバトンを託された木村知事と共に、熊本のよき流れを、より強く、より大きく、熊本の新時代を担っていけるよう、私も微力ではございますが全力で取り組んでまいります。

木村知事は、総務省を経て熊本県の総務部長などを歴任され、副知事として、これまで熊本県のために本当にご尽力をいただきました。これまでの経験を基に、熊本県の未来へ向けた新しい県政に取り組まれ、西原村へのなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう期待をいたします。

村内に目を向けてみますと、4月14日に熊本地震からの復興記念式典と併せ、運動公園の落成式を開催いたしました。これもひとえに、全国の皆様、また国・県をはじめ市町村からのご支援、ご協力があつてこそ、この記念式典を迎えることができました。改めまして心より御礼を申し上げます。

今定例会の一般会計補正予算の主なものとしまして、地域公共交通計画策定業務委託料として1,000万円を計上させていただいております。

この委託料につきましては、これまで数名の議員より、村内における公共交通の利便性の向上といった内容の一般質問があつておりますが、これを受け、第6次総合計画や第2期地域福祉計画などにより住民アンケートを実施し、いずれも上位に公共交通機関が不便であるという結果が出ています。

今回の一般質問においても、公共交通関連で2名の議員さんより質問されており、詳しくはそのとき述べさせていただきますが、喫緊の課題として、できるだけ早期に実現できるよう取り組んでまいります。

続きまして、大相撲巡業委託費ということで400万円、また巡業の際の保育園や小中学校、のぎく荘への送迎や観戦時のバス運行代として80万円、計480万円を計上させていただいております。この費用につきましては、日置前村長より頂きました寄附金を充てさせていただければと思います。

日置前村長からも了解を得ておりまして、地震やコロナ禍でこれまで様々な行事やイベントが長年できなかったことや、保育園、小中学生の思い出づくり、また村外から集客できるイベントを開催することで西原村の知名度アップにもつながり、人が集い、にぎわい、活気あふれる村の存在感を示すことができるとの思いが込められております。できれば、各種団体や村内企業より協賛を募り、村を挙げて取り組んでいきたいというふうに思います。

続きまして、公共土木施設災害復旧費の9,029万円につきましては、令和5年7月豪雨により被災した地滑り等の復旧費用でございます。

今回の補正で、令和5年公共債全ての予算を計上させていただきました。

できるだけ早期に復旧できるよう全力で取り組んでまいります。

令和6年度、新年度を迎え、はや2か月が過ぎ、就任いただきました田島副村長をはじめ、4月の人事異動により新課長・局長2名と新規採用職員6名が各担当課に配属され、慣れない仕事に懸命に頑張っております。一般質問も、新課長が担当する案件もございます。どうぞ温かく柔軟な対応でよろしくお願い申し上げます。

今後も、多くの取り組まなければならない施策や事業が控えておりますが、西原村のさらなる持続的発展のため、議員各位のご指導、ご鞭撻、またご協力を心よりお願い申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご説明いたします事業といたしましては、23件の事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、6億410万7,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源1,470万円、未収入特定財源の国・県支出金2億8,725万4,000円、地方債1億8,320万円、その他の特定財源111万7,000円及び一般財源1億1,783万6,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業といたしましては、工業団地造成事業費1件の事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、1億9,389万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、全て一般財源となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

報告第3号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しは1事業でございます。

翌年度繰越額といたしましては、4,996万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、企業債及び損益勘定留保資金となっております。

この予算繰越しにつきましては、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)地方自治法

の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,461万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億5,699万6,000円とするものでございます。決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

歳入において、令和5年度の地方譲与税及び特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されることや、ふるさと納税災害復興復旧寄附金を災害復興基金に積み立てることについて、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長より説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長より説明いたします。

議案第42号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村地域公共交通会議を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第43号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改定が行われ、令和6年4月の診療分から利用者の自己負担額が変更となったことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第44号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,769万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,190万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、災害復旧費国庫負担金5,831万8,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、道路橋りょう河川等災害復旧費9,293万6,000円の増で、道路橋りょう等災害復旧工事の増額補正を行っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第45号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます小型動力ポンプ（6台）購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第46号、議案第47号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括してご提案をさせていただきます。

議案第46号、工事請負契約の締結について「鳥子地区新工業団地2工区造成工事」、議案第47号、工事請負契約の締結について「鳥子地区新工業団地3工区造成工事」、以上2件につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第48号及び第49号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括してご提案をさせていただきます。

議案第46号、工事請負契約の締結について「葛目川河川災害復旧工事」、

議案第47号、工事請負契約の締結について「滝川河川災害復旧工事」、以上2件につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

人権擁護委員、緒方良行氏が令和6年9月30日に任期満了となるため、再度選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、加藤みな子氏の任期満了に伴い、新たに藤本純恵氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和6年7月1日から令和10年6月30日までの4年間でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案しました報告3件、承認4件、議案8件、諮問1件、同意1件、以上の合計17件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）村長より訂正がありますので、お願いいたします。

○村長（吉井 誠君）すみません、契約の案件の中で訂正がございます。

議案第48号と第49号につきましては、議案「第46号」が「第48号」に変更、議案「第47号」が「第49号」に変更をお願いします。間違えて、私が「48」を「46」、「49」を「47」と読んでおりました。申し訳ございません。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日は本議会を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日12日は本議会を休会いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。  
本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時28分 散 会



第 2 号 ( 6 月 1 3 日 )

## 令和6年第2回西原村議会定例会会議録

令和6年6月13日、令和6年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年6月13日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	竹下良一君
総務課長	堀田隆二君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	村上文英君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月4日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、5番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（5番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○5番議員（坂本隆文君）おはようございます。5番議員、坂本です。

通告書に従い、2件、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

消防団長及び副団長の退職金と報酬についてです。

西原村の消防団長は、副団長を2年経験した後に団長になり、2年間の任期中で、合わせて4年間の在籍期間となりますが、本村の消防団員の退職金制度は5年単位でございます。このことから、団長には退職金はないというふうになります。以前は団員から副団長、団長となられた方が1名おられますけれども、その方1人だと聞いております。

今、私たち議員の皆様の中に、団長経験者が4名おられます。その皆さんに団長のときはどうでしたかと意見をお聞きすると、皆さん相当大変だったと言われております。会議は多く、行事もあり、また災害、火災、人探し、いつ何があるかが分からないので、本当に大変だったと。年俸や出動手当はあるものの退職金を出してあげたほうがいいんじゃないかと経験者の皆さんも言ってくれておりますけれども、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問、消防団長・副団長を経験しての退職金・報酬について、お答えをいたします。

まず、任期を4年としました経緯について説明したいと思います。

以前は、副団長を4年、団長2年、計6年と任期をしておりまして、消防団の退職制度の在職期間5年以上を満たすため、退職金が支給されていたところでございます。

団長・副団長は、消防団OBが推薦されることが多く、当時の消防幹部会

議等で、退職金よりも任期を短くしたほうがお願いしやすく、受けてもらえるんじゃないかという判断により、副団長を4年から2年へ短縮し、団長退職までの任期が4年になったということでございます。

このような経験を踏まえ、先ほど議員が申されましたとおり、消防団の退職金制度は5年単位でありまして、5年未満では退職金が出ないということになっております。

一方で、昨今、消防団組織における若手団員の成り手不足、また、そのことに起因します消防団組織の高齢化や幹部職員の刷新が難しくなる中、団長や副団長などの職になりますと、分団長以上の経験者という制約もあり、さらに会社勤めの方は、よほどその会社のご理解がないとできない状況でありまして、歴代の団長を振り返ってみましても商業や農業といった個人事業主が多いようでございます。

特に、西原村の消防関連業務につきましては、消防団は阿蘇郡、常備消防は熊本市に属しておりまして、また、空港周辺4か町村との交流などもあり、他町村に比べますと出る機会も大変多くなっているものと思われま

す。ちなみに、団長を5年間務めた場合、これは国により定められておりますが、23万9,000円となっております。

団長・副団長の成り手不足やその任務の重大さを考えますと、退職時に何らかの手当ができないかというふうに思います。

他の町村を見てみますと、団長を何回か長年されているところや、副団長・団長を務めた後に、あと1年相談役として在籍されているところもあるようでございます。

いずれにしても、他町村の団長・副団長の取組や退職金あるいはそれに代わる祝い金などがあるかを調査しまして、分団長会議などに諮りながら前向きに検討させていただければというふうに思います。

団長及び副団長の報酬等の詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）私のほうから、今現在の団長・副団長の報酬等の詳細についてご説明いたします。

まず、現在の消防団長・副団長に対する報酬等についてご説明いたします。

報酬等につきましては、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準、また、西原村消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例によりまして、消防団長は年額報酬として11万4,000円、消防副団長は7万9,000円を支給しておるところでございます。

これらの額については、阿蘇郡市も含む近隣町村との均衡を踏まえ、国の基準により、この額を設定させていただいているものでございます。

あわせて、出勤報酬として1回につき4,000円を支給しているところがございます。出勤報酬につきましては、他町村では出勤1回につき1,000円から8,000円で、その出勤する内容により分けられておりますが、本村では、会議出席も含めたところで一律に1回4時間までを4,000円とさせていただいているところがございます。

今後の見直しについてですが、先ほど村長が申しましたとおり、消防団長の任期満了による退職時に支給しております退職祝い金の額約5万円を消防団員が通常5年間で退職する場合での額約20万円を参考として、額の見直しを今後検討させていただけるならばと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

年俸が、副団長が7万幾らぐらいと団長が12万円ぐらいということですが、こちらは周りの町村等の均衡があるために動かせないというふうに聞いておりましたので。

それと、また1回の手当が西原村は4,000円ということでございますけれども、やはり、私たちもそうなんですけれども、1回1時間でもいいから来てくれ、30分でもいいから来てくれといいますと、ほぼ半日ぐらいは仕事ができなくなるというのが実情じゃないかなと思っております。そうすると、その辺の時間で4,000円ということですが、仕事をしなかった分の4,000円となって、それが相殺されるような金額にはなると思うんです。その分は別個にやはり仕事はしなくてはいけないというふうになると私は考えております。

その辺で、これが高いのか安いのかはよく分かりませんが、せめて2年・2年の4年間、これはもう、私は消防団員にしかかったことはございませんけれども、やはり出方はあるときには皆さん真剣に一生懸命活動しております。また、団長になれば、それを管理しなくてはならない、また、村長とも話をしながら進めなくてはならない。いろいろなことがたくさんあると思います。やはりその辺を踏まえて、4年でも払っていただけると。考えていただけるということで、よろしいんでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件と含めまして、最近では分団再編の話等もございます。その中で、やはり団長の成り手がなかなかいないという話を聞いておりました。私も議員さんを含めまして以前の団長経験者の方々にいろいろ話を聞いてみますと、報酬を退職金とか祝い金とかいう形で何か少しでも出していただきたいという話を伺っております。ぜひ前向きに検討させていただければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

事実、なかなか会社員の方ということは、なれないというのがあると思います。前回なられた方は、会社のほうが西原村の消防団には協力していただける会社でしたので、なっただけでしたが、事実、やはり団長・副団長を選ぶとなると、皆さん、なれる人となれない人が本当にすぐ分かるような状態になっていまして、なれる人というのは、ごく一部の人たちで、それもやっぱり自営業だったりとか、そんな形の人たちが多いので、偏ってきますので、やはり小人数の中で選ぶというのが実情ではありますけれども、なっただけで私たちがありがたいと思っております。

今回、今の件に関しては前向きに考えていただけるということで、承認していただいたということで思っておりますので、こちらはこれで終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の2件目です。

山西小学校正門前の道路についてでございます。

以前も一般質問しました。万徳公民館付近の道がカーブで見にくく、子どもたちの登下校するときの集まってこられる小学校の正門付近で大変危険であるため、住民の方々から見やすくしてくださいと言われておりました。今回は、それに加え、工場用地ができて工事車両や、工場がまた完成すれば多くの車が行き来する道になるのではないかと大変心配しております。

私たちは、ふだんから安心・安全の村づくりと言っておりますが、工場誘致ばかりに目をとられるのではなく、それができることにより何がどう変わるのか、村民の皆様が住みにくくならないようにするためにはどうすればいいか、子どもたちが安心して学校に行けるように、また遊べるように、暮らせるように、今何をしなくてはならないかを私たちは考えていかなければならないと思います。

その中で、子どもたちの通学路の安全は必須だと思っております。これからの計画、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員からご質問がございました交通量増加に伴う安全性の確保についてお答えをいたします。

まず、山西小学校正門東側の道路拡幅につきましては、坂本議員より令和4年度、また令和5年度には高本議員のほうから、同様の質問がっております。

前回の答弁と重複する部分もございしますが、万徳公民館、防火水槽、消防詰所があること、また、移転補償費等を含めた事業費が膨大であること、それから小学校西側の万徳新所線の改良工事が終わるまで「拡幅の計画はない」、「今後検討します」と答弁をしているところでございしますが、これまでのご質問の趣旨を踏まえて、安全確保のために、去年は現状でできる対策といたしまして、路肩にカラー区画線を設置しまして、ドライバーの視認性

を確保し、併せまして周辺の住民、学校関係、保護者の方々へも関係各課を通して安全運転の周知をしていただきました。

今回のご質問は、新工業団地が完成することにより関係車両の通行が増えるとの懸念でございます。

まず、今年度から新工業団地の造成に着手予定であり、周辺は工事関係車両の通行が増えることが予測されます。このため、施工業者には、県道山西大津線を利用し、幅員狭小箇所や通学路を走行しないよう周知徹底に努めます。また、工業団地完成後につきましても同様に工場関係者に県道の利用を周知したいと考えております。

しかしながら、工業団地ができるということにつきましては、現在の鳥子工業団地でも、朝夕の混雑状況を見てみますと分かりますように、時間帯によっては、特に朝の通勤時、児童生徒の通学時間帯と重なり、より危険度が高くなるんじゃないかというふうに予測をしています。また、万徳公民館前付近は交差点区間が狭く、地元万徳区からも以前から拡幅の要望が上がっているところでございます。

今後の対策としまして、種場所西側の山西団地入り口付近から、県道交差点を東へ、古閑へ向います県道山西大津線のアーチ型の取付け道路がありますけれども、そこまで歩道が整備されておりますので、その区間から山西小学校までの区間を歩道の整備と併せて安全確保に取り組んでいきたいというふうに思います。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、万徳公民館、防火水槽、消防詰所があること、また、移転補償費等を含めた事業費が膨大となりますことから、まずは補助事業の財源確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後の周辺環境の変化が見込まれることを鑑みまして、より有利な補助事業の選定、また、地元調整も必要になるかと思っております。中長期的な取組として前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

なお、補助事業とするまでのスケジュール等につきましては、建設課長より、この後、説明いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）私からは、補助事業の流れについてご説明いたします。

まず、山西大津線、山西小学校正門西側と同様に通学路対策として仮に補助事業で取り組む場合は、学校関係者、教育委員会、警察、道路管理者にて合同の通学路点検を行い、交通安全プログラムに要対策箇所として載せなければなりません。その後、補助事業の要望、事業認可、測量設計、工事着手となります。

通学路点検は、2年に1度行うこととなっております、昨年、合同点検

を行ってありますため、次は来年度の令和7年度となります。このため、事業採択の可否を含め、事業着手までには時間を要することとなります。

また、地元の万徳区との調整も必要であり、先ほど村長が申し上げましたとおり、中長期の取組としてご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

なかなか村がしようと思っても、交通安全プログラムですか、その中に入れようとする、話合いが2年に一遍ということで、時間はかかるということですが、そちらを使うにしても、その前にできることは、例えば、もうしようと思うのであれば、図面を先に引いて、それに対して地元の人たち、学校の人たち、関係者の人たちと話合いながらプログラムを出して、オーケーがもらえたときには、すぐ着手できるような形を私は取ってほしいなというふうに思っております。何せこれはもう命に関わる問題であります。

私たちが議員になってすぐに、西口議員が、高遊からのちょうどコンビニ、セブンイレブン前の道が、やはりあそこは飛ばしてくるので、ガードパイプが欲しい、そうすれば安全だというふうに言われて、今、ガードパイプが立っていますけれども、本当にあれは自分たちから見ても安全だな、安心して学校に行けるな、いいアイデアだなと、私は思っております。普通であれば、あんなことはなかなかしないですよ。もうあそこまでしてあれば、やはり安全に行けます。

やはり子どもたちというのは何をしでかすか分からないというのがたまにありますので、自分たちも子どもたちに近いときには本当にゆっくり行っておりますけれども、それがやはり学校周辺になりますと、子どもたちが集まってくる感じになりますので、また、そこでふざけ合ったりなんかされるのも大変怖いなと思っております、やはり工場関係、工場ができたとなると、また道がやはり車は多くなるというのは、確実に多くなる。そうなるかどうかというのは、我々は今考えておいて、できることは今のうちにしなくてはならないと思っております。

また、この交通安全プログラムがあるということで、ここだけではなくて、いろんな箇所からの話も聞いて、安全なところをつくっていただきたいと思っておりますけれども、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員が申されましたとおり、本当に万徳公民館前は山西小学校の正門の目の前ということもあって、ほとんどの子どもたちとか父兄の方々が毎日利用される場所だというふうに認識をしております。

議員が申されましたとおり、できますならば詳細設計はやはり補助事業にのせて補助金をもらってやりたいと思っておりますけれども、その前の概略設計費

等をできますならば近いうちに予算計上させていただいて、地元住民をはじめ小学校とか住民さん方に相談しながら、なるべく早くできるように取り組んでいければというふうに思っております。

また、ほかの事業がないかも含めて、国・県等にもう一回調査をさせていただいて、なるべく早く進めていけるように取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今回この件に関しては、ただ道を造り直すと簡単には言っておりますけれども、そこには家とかがありますんで、いろんな弊害が出てくるとは思いますが、子どもたちの安心・安全を西原村で掲げているので、その辺はなるべく早くやっていきたい、いければというふうに私は思っておりますので、ぜひそこを考えていってほしいと思います。以上になります。

もういいです。

○議長（山下一義君）答弁は。

○5番議員（坂本隆文君）要らないです。よろしくお願いします。終わります。

○議長（山下一義君）受領番号2番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）受領番号2番、西口です。よろしくお願いします。

件数3件でございます。

まず、1番目の質問ですけれども、通学路等の安全とその路面对策についてということで説明をしていきます。

通勤車両による農道や集落内への通り抜けが頻発しております。そのことで重大な交通事故が今後懸念されている。村道通学路での安全性の確保のため、ドライバーへの法定速度を遵守させる対策として、路面を隆起させるハンプやゾーン30の取組等を検討していく考えはないかということでございます。

国交省でも、また警察庁でも、道路という線や交差点という点だけで行われている安全対策だけではなく、生活道路を含めた区域全体である面を対象に交通規制を行う安全対策を今、全国的に進めている。これがゾーン30という名称で、ゾーン30を実施する区域とするには、抜け道に使われている生活道路が集まっている地域であることが条件であります。

対策として、集落の入り口等へゾーン30の標識や生活道路への緑色のゾーン30の標示を設置することで、安全対策が進められている。ハンプにおいては、時速30キロを超えた車を十分に減速させる効果があります。ハンプの平坦部の長さが2m、突起の高さが10cm、傾斜部の勾配が5から8%で、長さ的には7mぐらいになると思いますが、形状は滑らかなものとする

のが条件でもあります。

試験結果が出ておりました、車が通行するときの騒音等も周りには影響がないというようなことも報告されております。

そこで、村長のお考えを伺います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、西口議員よりご質問がございました通学路等の安全対策についてお答えをいたします。

まず、通学路につきましては、おおむね村道、県道を利用されておりますが、一部農道を利用されている箇所もございます。

村管理であります村道につきましては、安全性を確保するために、歩道整備、カラー区画線、転落防止柵などの対策を行っておりまして、先ほど申しましたとおり、交通安全プログラム等を通して、学校関係、PTA、熊本県、警察関係と2年に1回協議を進めて整備をしているところでございます。

また、村道以外につきましても、農道につきましては、受益者または土地改良区の持ち物となっております、村で対策をすることはできませんが、土地改良区、受益者の皆さんと協議をしながら進めているところでございます。

議員が申されますハンプにつきましては、承知をしているところでございまして、そういうハンプにつきましては、地元のご理解がなければ、なかなかできないんじゃないかというふうに思っております。

西原村も、横断歩道の舗装をただけで、振動とか騒音、音がうるさいという話も聞きます。ハンプにつきましても、事例を見ても、そういう事例もございますので、できれば、その集落に対して一回話をさせていただいて、十分にハンプのいいところ、悪いところ等を住民さんと話ができて、それから、どうしてもつけないといけないときには、つけていくしかないと思えますけれども、その前に、注意喚起の看板であったりとか、山西小学校でも実験しておりました区画線、カラー舗装とかですね。カラー舗装も、評判は悪くはなく、結構減速できているような状況でございまして、そこら辺も含めたところで集落の皆さんと相談できればと思えます。

一方で、先ほど議員が申されました30キロ規制につきましても、少し、あと恐らく2年ぐらい、法整備とか施行までかかると思えます。それまで、なかなか2年間も待てないということもあるかと思えますので、地域の皆さんと一緒に取組んでいければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）今、村長の説明もありましたけれども、いずれにしましても、そこに住む住民の方々の要望とか話合いによる地域のまとまりも

必要と、これはされております。いろんな規制がある中でも、要望等によっては可能にもなっておりますので、ぜひ今後の課題として取組が進むように調査をお願いしたいと思っております。

ハンプ施工費は10万円か20万円ぐらいの費用で済むのではないかというふうな状況でもございます。

場所といたしましては、新所のほうの緑ヶ丘、小森の里の地区の道路で、道幅も狭くなって、とても危険な場所でもあります。100mの間で、大きいカーブが1つありますけれども、このカーブに対して、団地の出入りが8か所、個人の出入りが2か所あります。

なぜここをお願いしたいかというのは、ここ新所は村の抜け道となっております。新所は万徳から高遊から布田、もう皆さん入り口が物すごくあります。入り口が7か所か8か所ぐらいあるんじゃないかなと思う。そういうところから抜け道として朝夕使われておりますので、昨日、おとといも朝から立っておりましたけれども、結構車の通りが多いです。そして、その団地は、今、小さい子どもさんも結構おられて、道路筋に小さい子どもの自転車は何台もあります。行ってみられると分かると思いますが、そういう状況の中で、子どもも道で遊んだり結構しておりますので、どうにか今のうちに手を打たないと大変なことになるなというのは、いつも思っておりました。

先ほど坂本君が、私の一般質問で、セブンイレブンさんからあぜ道まで、1キロちょっとありますけれども、あそこをお願いしたときも、やはり子どもたちがどういうふうな通学をしているのかと、ずっと見ておりました。ただ、歩道は狭いですね。その中で、みんな遊んでいくんです。すると、みんな、子どもって高いところが好きですから、縁に乗って遊んでいくんですね。これは危ないと思って、早急をお願いして、あれは担当は当時海東君だったと思います。でも、一月もしないうちに、すぐ県との交渉が入って、私もその中へ入れさせていただきましたけれども。県のほうでもここまでお願いしますということで、そしたら分かりましたということで、あれはすぐ設置できたんですけれども。

今回は、私もいろんな村を見て回りますけれども、一番危険な場所はあそこじゃないかなと思います。カーブ、道幅も5m以内だと思います。それに対しての出入りが非常に多いということで、これはもう早く村として対応していただきたい。いずれ、どのような形にするかは、村で話し合ってもらって、地元の方と話して、何が一番いいのかということで進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 議員がお尋ねの箇所につきましては、緑ヶ丘、小森の里から大津の方面に抜けるところのちょうど左カーブのところですかね。本来、その道路につきましては、空港方面から来る車であったり、または工業

団地とか阿蘇方面から、混雑時には、そちらに抜けていく車が、もう本当に最近が増えてきているんじゃないかというふうに思っております。道幅も狭く、ちょっとカーブミラー等も一部ございますけれども、本当に危ない箇所じゃないかというふうに西原村も、役場のほうも認識をしているところでございます。

速度制限等とか道路法上やるべきやつと、一方で速度規制であったりとか、そういうのは警察であったり、公安委員会が速度を決めたりとかすると思いますんで、そこら辺とも協議しながら、地元の皆さんと協議しながら、できるだけ速やかにやっていきたいというふうに思います。

また、将来は本当に、桂議員の質問でもあるかと思っておりますけれども、電車が恐らく北側に、トンネルで地下なのか、どこら辺に頭を出してくるのかはちょっと分からないんですけれども、そこら辺のアクセス道路の整備も考えていかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

議員さんの今回のご質問でも、以前のご質問も、交通関係とか交通整備、道路網とか公共交通に加えて、これからの将来、西原村の道路整備をどうしていったほうがいいんじゃないかという声が多くありますので、できれば委員会等も設置して、次に交通網の整備で委員会の設置の話もあるかと思っておりますけれども、そこら辺と絡めて、西原村全体の交通網の整備を将来に向けてもう一回見直すという形で、委員会の設置等を設けさせていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）前向きな検討をいただきまして、ありがとうございます。やはり早めに西原村全体の交通網の安全性を考えて整備していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、管理職の手当てについてでございます。

手当てについては、職責への対価として支給されるものでありますが、課長職については残業手当の支給はない。そのことで、管理職でない一般職員のほうが、残業手当があることで、逆に収入面で逆転する状況になっていると思っております。

管理職への一定の残業代等の対価的な報酬を考えていくことはできないかということでございますけれども、管理職は労働基準法によって定められておりますので、原則として残業、時間外労働はないとしております。しかし、管理職というのは、それぞれの責任範囲に基づいて、顧客や業者との取引内容の承認や決裁、部下の作成提出書類の承認・決裁、経費支出承認の決裁、部下の勤怠状況などの承認決裁などを日々行っておられると思っております。

特に、管理職となりますと、決裁への責任、判子イコール責任、業務領域における最終責任者としても非常に負担も大きくなっております。対価としてはとても少ないんじゃないかなと、個人的に思っておりました。

近隣の町村を考えてみましても、西原村の管理職への手当は、今、考え直す時期に来ているのではないかと考えております。村長の今のお考えをお聞かせください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）管理職手当の見直しということで、もう本当にご質問ありがとうございます。

議員が申されましたとおり、課長職は、管理職手当が支給されているため、業務上での残業代の支給がなく、残業の多い一般職員と収入面で、場合によっては残業が多かったりすると逆転することがございます。

例えば、税務課での確定申告であったり、教育委員会におきましても、朝とか小学生、河原小学校の送迎であったり、総務課であれば選挙事務など、様々なところでイベントや説明会、総会、聴取、用地交渉、検診等の時間外に課長が働かなければならない機会は少なくございません。また、今年の豪雨災害であったりとか、経済対策の給付金制度が下りてきたときとか、少し遡りますと、コロナ禍で検診も土日、課長が出ていただいて働いていただきました。

特に、このような突発的な災害や国からの臨時的な制度が下りてきてからの残業は、長時間、長期にわたり、本当に苛酷なものであります。このような場合、管理職も長時間、職員と一緒に残業を余儀なくされますが、月の残業代を含めた給料で見ますと、一般職が管理職以上の手取りとなる場合もございます。本村のような自治体になりますと、管理職、課長にもかかわらず、一般担当と同じような業務を幾つか抱えている部署もございます。

厚生労働省のホームページを見てみますと、平成30年版労働経済の分析ということで調査をされておりまして、その中で「管理職に昇進したいと思わない」が61.1%でありまして、管理職への昇進を望まない理由としまして、1位が「責任が重くなる」、2位が「業務量が増え、長時間労働になる」といった結果や、最近、報道等を見てみますと、管理職になりたくない若者が増えているという話が聞こえてきます。

このような状況の中、今回、西口議員からご質問を受け、本村としましても、近隣町村等の状況等を踏まえ、残業等の対価に対する報酬、手当などを再検討させていただければというふうに思います。

具体的な内容としましては、管理職手当の見直しや職員の人事評価による勤勉手当等への率のかさ上げなどを想定しているところでございます。近隣町村での管理職手当や報酬、人事評価などを踏まえ、これから検討していければというふうに考えております。

なお、管理職に対します現状の管理職手当や特別勤務手当などの詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）お答えいたします。

地方公務員法において、課長職は業務上で管理監督者に該当するということで、残業代の支給はございません。それに代わって、課長手当のほうのみの支給はあっております。

また、この課長手当のほかに、管理職員特別勤務手当というものがございます。これは、週休日、休みの日ですが、あと、それ以外の日の午前零時から午前5時までの間でございますが、正規の勤務時間以外の時間に処理する明白な臨時の業務及び緊急性を要する業務に対しては、それぞれ支給額がございます。しかし、これは通常勤務では支給対象となっていないものでございます。

今回の西口議員からのご質問を受けて、本村としても、課長職への新たな対価に対する検討を、近隣町村の状況を踏まえて、村長が申し上げましたとおり、その内容等を踏まえて、今後、実施、検討に入りたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）今課長が言われましたように、時間外といいますか、深夜労働に対してとか、割増し賃金はあるようには書いてありますけれども、そういう場合は、ほとんどまた職員も皆出てくるような状況で、災害等でないと、そういうときはないと思っておりますけれども。

早めに、この手当に対しても給与等に。これは、人事院が決めるんですか。どこがこういうのは決めるんですか。この手当に対しての問題に対しては、担当はどこになるんですか。人事院ですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）お答えいたします。

一応、国の人勧に基づいて公務員の給与というのは決められて、それに基づいて、賃金がベースアップするとか下がるとかいう形で、最終的に、その勧告を受けて、議会の承認を受けて、我々の給料というのは決まっていく。

あと、手当についても、同じくやっぱり国公準拠という形で、国のほうの指導としては国に合わせると。国と違う手当等があった場合は、そこら辺は是正しなさいよとかいうことは、熊本県を通じて、熊本県のほうの指導を基に、なるべく公務員、地方公務員のほうとしては、こういうやり方でやってくださいということ、年に1回、指導等を受けている状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）一応これで、あとの時間がないので、次の質問にいきます。

3番目の「ハラスメント」及び「カスタマーハラスメント」に関する条例等の整備についてということでございます。

窓口対応等で、カスタマーハラスメントをする顧客が現れた際には、安全配慮義務に基づき、職員をカスハラから守らなければならない。また、カスハラは、一般住民からだけではなく、議会議員から職員に対するパワハラと併せて深刻な問題があると思います。将来的に被害を防ぐための条例を制定することは必要ではないかということで質問します。

今、厚労省のほうでも、企業調査等も行われておりまして、やはりパワハラ、セクハラに対して、今、非常にカスハラ件数が増加しているというような報告が出ております。対策として、正当なクレームと区別する明確な判断基準設定が、まだ今は困難で、判断基準を策定中と厚労省では書いてありました。

熊本県内でもハラスメントを禁止する条例案の可決が、山都町に続き、今年、南関町議会でも全会一致で可決をいたしました。そのほかに、人吉のほうにあります人吉市、あさぎり町でもできております。

今回、質問するに当たり、村内においての問題として取り上げなければならない状況とも捉えておりまして、特に気になっている点ではカスハラの問題です。長時間にわたり職員を拘束する、居座る、長時間電話を続ける、長時間拘束型。妥当性のない要望を電話で繰り返し問い合わせる、面会を求める、リピート型。大きな声で怒り声を上げる、屈辱的な発言や名誉を毀損する発言をする、暴言・暴力型。脅迫的な発言をする、職員を怖がらせる行為、SNSに上げるなどブランドイメージを下げるような脅しをする、威嚇・強迫型。権威を振りかざして無理な要求を通そうとする、文書などでの謝罪文や土下座を強要するなど、権威型。

ほかにも、ハラスメントの代表的なものとして、性的な言葉、行為で相手を不快にさせるセクハラ、それに職場での優位性を利用して身体的・精神的に相手を傷つけるパワハラ、暴言や無視などで相手の自尊心や人格を否定するモラハラ、妊娠や出産に関する言動で相手の差別や迫害をするマタハラなどのハラスメントといえ、たくさんありますが、これはお互いが尊重すること、また気遣いをすることで、助け合うことができるのではないかと考えております。

ここで、こういう問題がありますけれども、村として、今こういう条例はどうかということで、村長のお考えを。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）西口議員のご質問にお答えいたします。

最近の新聞報道等において、議員が申されましたとおり、「カスタマーハラスメント」というワードをよく目にしております。

6月14日の読売オンラインの記事をしてみると、「カスハラ」自治体でも」という見出しで、顧客からの暴言や不当要求といった迷惑行為「カスハラ」の被害が民間にとどまらず自治体でも起きているということで、職員

の約5割が被害を経験したとの検査結果が出ておりました、執拗に繰り返されるといのが特徴でありまして、業務への支障が大きいとして、訴訟、法的対応等に踏み切る動きも出ているというふうに出ています。

主な被害としましては、先ほど申されましたとおり、暴言や説教、長時間での居座り、脅迫や謝罪、土下座の要求、勤務先への投書や苦情、SNSやネットへの誹謗中傷ということでありまして、また、被害を受けた職員は、「出勤が憂鬱になった」、「仕事に集中できなくなった」、「眠れなくなった」、「休職・退職しようと思った」という結果が出ているようでございます。

次に、住民だけでなく、議会議員から職員に対するハラスメントということでございますが、ネット等で事例を見てみますと、やっぱり同じように、ささいなミス、例えば漢字変換等のミスで必要以上に叱責されたりとか、意に沿わない対応、例えば対応が遅いとか態度が気に入らないということで、恫喝のパワハラ、また、彼女や彼氏がいるのか、早く結婚しろなどのセクハラ事例が多いように見受けられます。

一方で、ハラスメントを受けた際の対応として、職員は、「何もできなかった」、「報復を恐れた」という事例があっているようでございまして、いずれにしましても職員は泣き寝入りしなければならないような状況であるということが記されております。

本村におきましても、私への個人的な相談としまして、前述したようなものもございまして、職員の中には、改善してほしいが、仕返しが怖い、報復が怖いということで、悩んではいますが、表に出してほしくないといった相談もございました。

同時に、議員さんだけでなく、役場職員間でもこういう事例がございます。この件に関しましては、役場内で、庁内コンプライアンス研修をはじめ、県や共済組合と連携をして、職員のための苦情相談や健康・こころのダイヤルなどの周知を行っているところでございます。

お尋ねの顧客ハラスメントにつきましては、本当に必要な住民の方へのサービスの機会が奪われ、大きな住民サービスの低下につながっている実態でありまして、もう本当に重く受け止めなければならないと思っております。役場執行部も、現場任せだけではなく、複数の対応や記録の保持といったルールをもう一回整備することに加えて、弁護士等の専門家への相談体制の整備も併せて取り組む必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それから、最近は、部下が逆に上司に対して、逆パワハラなどがございまして。全てのハラスメントから職員を守るために、国の法整備等に倣って早期に取り組んでいかなければならない案件であるというふうに捉えております。

全国を見てみますと、市町村議会独自でハラスメント防止条例あるいは根

絶条例をつくっておられるところもあるようでございます。できますならば、執行部側、議会側、議会独自でも、このような事例をご一考いただければというふうに思います。

なお、村内の条例等の整備状況、また最近のハラスメントの動向等につきましては、総務課長より説明をいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）それでは、まず村内の条例等の整備状況につきましては、パワーハラスメントの防止に対する条例等の整備は既に本村のほうも行っている状況でございますが、カスハラに対応した内容は、この中には盛り込まれておりません。

次に、最近の国の動向を見てみますと、顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント、カスハラですが、社会問題化する中、厚生労働省において、労働施策総合推進法を改正し、従業員を守る対策を企業に義務づける検討に、今、国のほうも入っている状況でございます。

また、政府において、今年度中にもまとめられる経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針の中で、カスハラ対策の方向性が盛り込まれる見通しということでございます。

今後、厚労省は、同法にカスハラ防止策を追加する改正を検討しており、企業に同様の義務を課すなどして従業員の保護を図るということになっております。

このように、民間企業におけるカスハラ対策は法整備が進められているというところでございます。

一方で、役場、我々自治体におけるカスハラに対応した条例の整備は、本村も含め全国の自治体ではまだまだ未整備でございます。一部の自治体では、西口議員おっしゃるとおり、対応マニュアル等をつくり、カスハラに対する対応を行っており、特に東京都においては、顧客としてではなく、役所の窓口を利用する人も対象とするなど、全国初となるカスハラ条例制度を目指しており、企業の顧客のほかに公共サービスを提供する役所の窓口や学校などを利用する人などもカスハラの対象に含まれております。

今後、国・県をはじめ、近隣市町村等の動向を注視して対応を、条例等の整備を含めていきたいと思っておるところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）今、東京都のお話もありましたけれども、やはり都会になるほどカスハラは多いと思います。一番皆さん記憶にあるのが、報道等でよくありました愛知県東郷町の井俣町長、それから岐阜県岐南町の小島町長、それから熊本では山都町の副町長のパワハラ等が、新聞等でも大きくなって、この方も皆さん辞職されておりますけれども、やはり辞職されるよ

うな言動、言葉遣い、我々が聞いていてもびっくりするぐらい、これはもう  
辞職に当たるなどというようなことも思うような内容ばかりでした。

今後、当村においても、議員や首長からの職員へのハラスメント、職員から  
議員や、また管理職へのハラスメント等も根絶するにも、やはり早急に条  
例等の検討は進めていかなければならないんじゃないかと思っております。

少し耳にしたことですが、当村においても、職員に対する暴言や言  
動により、精神的に追い詰められて、医師の治療を受けた者がいるというよ  
うな情報もありますが、本当にあるのかなのか。あるかないだけでいいで  
す、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）過去に職員等を見てもみますと実際あるのは事実でござい  
ます。本当に大事な、大切な職員が辞めていった事例とか、苦しんでいた事  
例もございます。

なかなか自治体職員、役場職員ということで、聞くだけというのがあつた  
りとか、言い返せなかったり、役場だけでなく学校の先生であつたり公務員、  
一般的なことだと思うんですけども、本当に長い時間であつたり、短時間  
だけれども一言、二言が厳しいような声もあるのは事実でございます。以上  
です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）多分あつたろうなと思っておりました。

やはりあつたとなると、これは大きな問題になるわけでございます。

今後、村において、職員全体で、今までに議員から職員に対して、お互い  
職員から職員、職員から仲間同士とか、そういう内容のハラスメントがあつ  
たのか、一度、よければアンケート調査を行っていただきたいと。内容的に  
は、行政のほうでお任せしますが、職員の中でも、どうしてもこれだ  
けは伝えておきたいというような方がいるかもしれません。無記名でござい  
ますので、全員、茶封筒か何かに入れていただいて、担当は総務課で願  
いして、このまとめの委員長は副村長にお願いしたいと思っておりますが、よ  
ろしく願います。いいでしょうか。村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）アンケート調査を実施して、その取りまとめを副村長に  
お願いしたいというふうに思います。以上です。

○7番議員（西口義充君）それから、1つ忘れておまして。

管理職の手当に関連ということで、私、監査委員をしておりますけれども、  
町村会の監査委員報酬、もう今回で私はやめますので言えますけれども、や  
はり西原村は下から5番目ぐらいです。非常に少ない。後をされる方がもう  
少し手当があつて働きやすいような環境づくりを準備していただきたい。本  
当に、調べてもらおうと分かる。何でこんなに西原村は、住民は多いのに、す

る仕事は多いのにとおもいます。よろしくお願ひします。では、質問を終わります。

○議長（山下一義君）質問事項の内容にありませんので、これは。

○7番議員（西口義充君）すみません。じゃ、これで終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時04分）

（午前11時16分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

通告しておりました2件について、お聞きしたいとおもいます。

まずは、肥後大津駅からの空港アクセス鉄道計画について、村長にお聞きしたいとおもいます。

県が整備計画をしている空港アクセス鉄道は、全長が6.8kmでJR豊肥本線の肥後大津駅を出て国道57号線を越え、そして白川を高架橋で越えてという計画でおられるみたいです。そして、空港がある高遊原台地にはトンネルを設置するという計画であります。この具体的なルート案については、熊本県空港アクセス鉄道整備推進室の室長が県議会特別委員会で2025年度末までに作成したいということをお明らかにしたということでニュースで流れております。また、2027年度に工事着手、そして2034年度内の完成を目指すと、県は計画しております。

前知事は、空港周辺地域が進める市町村のまちづくりの取組に、また、空港アクセス鉄道や新大空港構想の実現にプラスの効果をもたらすということでお述べられます。そのために、県から西原村に対してどういうふうな説明をされたのか、また、西原村からどういう要望をされたのか、まずお聞きしたいとおもいます。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、これまでの空港アクセス鉄道計画の経緯等につきまして、以前、交通政策課にも経験されており、この件に関しまして調べていただきました田島副村長より説明をさせていただきます。

○議長（山下一義君）副村長。

（副村長 田島由紀君 登壇 答弁）

○副村長（田島由紀君）空港アクセス鉄道計画につきましては、熊本県の動きとして、令和3年11月、半導体受託製造大手のTSMCの県内進出決定を受

け、三里木ルート案に加え、より効率的・効果的なルートについて検討することを蒲島前知事が表明されました。

同年12月には、空港周辺地域の人や物の流れの変化を踏まえて同地域の可能性を最大化するため、T S M C 進出予定地に最も近い原水駅で分岐する原水ルートや、豊肥本線の電化区間の終点である肥後大津駅からの分岐、肥後大津ルートについても調査を実施することを表明されました。

この3ルートについて、様々な調査、検討等を踏まえて、令和4年12月の県議会において、肥後大津ルートの決定を表明され、事業を進められております。3年後の令和9年度の整備着手を目指し、今年度においては、概略設計や環境アセスメントに関する調査などを進められていると伺っております。

西原村においても、肥後大津ルートに決定されてから、村内の一部の地域が現在の計画の想定エリアに入っている状況でございますので、県が開催する空港アクセス鉄道に関する市町村連絡会議に関係市町村として参画しております。県のほうからも随時、公開できる情報について、事前に提供を行っていただいております。

今年4月には、県の担当課が来庁し、計画の進捗状況についてご説明をいただきました。その中で、令和6年度中にルート案の絞り込みを行いたいという県の意向を伺っております。

議員からご質問のございました村からのご要望については、今のところは行っておりません。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）空港アクセス鉄道計画で、新たに中間駅を設ける案を大津町から今出されて検討されているところです。県は、大津町から具体的な計画を聞きながら実現するという可能性があるということをご答弁されております。

中間駅設置の目安としては、1日当たりの乗客が1,000人を上回るかどうか、何かそこらあたりが駅を造るめどだそうなんです。現在、大津町が、中間駅の利用やその周辺の人たちに、何かそういうのを調査しているということをおっしゃっております。それについては、ここを利用するというのであれば、大津町、西原村で利用客がどれだけおるかということではないかなというふうに思っております。また、中間駅の具体的な場所は絞り込んでおられないんですが、肥後大津とルートを横切る白川の間には有力視されておるとい話があります。

また、アクセス鉄道は単線による整備を計画しているため、途中で離合するところが出てくるということで、そこを駅にしたらという、今、案が出ているということでございます。中間駅は高架橋上になる可能性も高いんじゃないかなということ、私たちが3月の定例会後に議会控室で大津町の区長会の代表の2名の方が来られて、そのアクセス鉄道計画の経緯報告をされて

います。区長会では、大津町の運動公園に新駅を設置し、そこから分岐し、空港へのアクセスルートを生田町長に提案しているというところでございます。

また、本村からすると、大津町長は施政方針で、空港アクセス鉄道の間際付近に設けられる信号所を活用して駅を設置し、商業施設や住宅地を一体的に整備する開発構想を述べておられます。また、現時点では中間駅の設置は確定ではないんですが、町の南部、東部をはじめ町全体の活性化や生活利便性のさらなる町全体で向上するようというところで、不足しつつある新たな住宅地の確保にも必要不可欠かなというところでお考えおられるようです。

本村の住民にとっても、生活利便性のいい中間駅設置は必要であると思っております。西原村の住民も、若い人、車を持っていない人は、逆に言うたら、電車が来れば、空港まで行けば、バスと電車、そういうふうにして選振ができるんです。そしたら、利用客も増えるんじゃないかなというふうにも思っております。

また、あと10年後ですから、私たちはもうそのときは80歳になるんですよ。そのときに、私たちがもう免許を返納したりしたら足がなくなるということをお考えたら、こういう電車とかバスを利用できるような空港までのアクセス、道路の整備、また、今度新しく駅ができるのであれば、そこまでのアクセス道路整備も含めた道路網と、また交通手段、どういふふうにしてそこまでするのか。そういうのもなからんと、私たち高齢者もなかなか利用できないんじゃないかな。だから、高齢者も利用できる、そして若い人たちも利用できるような、そういう交通網も考えなくちゃならないと思っております、その点について答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 桂議員のご質問にお答えいたします。

空港アクセス鉄道の間際駅につきましては、議員が申されましたとおり、令和6年度の大津町の施政方針において、肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までを結ぶ空港アクセス鉄道の間際駅として新駅設置及び駅周辺のまちづくりを重点施策の一つとして公表され、大津町において検討を進められているというふうにお聞きしております。

この中間駅が仮に実現という方向に進めば、西原村としましても、村内の地域によっては、今後、空港内に整備される新駅よりも距離的に近い、利便性が高くなる地域もございます。また、西原村への観光、インバウンド等の新たな起点ともなり得る可能性を秘めていると感じております。

こういった状況が推測される中、村としましても、中間駅ができるのであれば、それまでのアクセス道路の整備等、様々な観点から総合的に検討する必要があると感じております。

また、大津町だけでなく、チャンスがあれば、大津町の区域にはなると思

うんですけれども、緑ヶ丘とかの南側近辺に、村としても大津町にお願いして一緒にできないかという話も同時に進めていきたいというふうに思います。

仮に、大津町が施政方針で発表されていますこの中間駅の設置が決まるということになれば、本村からのアクセス手段として、道路や交通網の整備、それから総合的な地域公共交通を含めたところで、タクシーであったり路線バスであったり等の導入等も必要になってくると思いますので、そこら辺も併せて取り組んでいければというふうに思います。

ただ、もう本当に、この中間駅につきましては、あくまでも大津町と熊本県であったり、あとJRの案件でございますので、西原村としましては、県や大津町あるいはJRとできるだけ連携を深め、その動向に注視して迅速に対応できるように、体制づくりも含めたところで取り組んでまいりたいと思います。

できれば、議会も議員さん同士連絡を取っていただいて、お互い議会執行部、情報を収集して、これからの西原村で利便性の向上に努めていければというふうに思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が答弁されましたけれども、西原村にということで、先日、大津町から区長会から来られて説明されたときも、大津町の区長会からは、もしトンネルがなくなったら西原村のほうしかないですよということ、西原村に駅をとということを言われたんですが、西原村全体を考えても全部農地が大津町なんですよ、来るところが。西原村のところに駅をといても、この県道沿い、ここまで来るんやったら、ちょっと難しいかな。やっぱり来るとするんやったら新所の裏、そして高遊原の裏側を通過して空港に行く線しかないのかな。

そうすると、大津町のほうから農地が、今はもう農地をTSMCに取られて、そして今度また電車でそういうふうにして取られるとなると、なかなか難しいのかなと。私たちはそういうふうには思ったんですが、本来であれば、そこを通過して空港に行った駅、そして駅を、もしよければ西原村の近くを取ってもらえれば一番いいんでしょうけれども、でも、そこに来たときに、先ほど言いましたけれども、1日1,000人ということになると、なかなか難しいのかな。そこを考えるのであれば、やはり大津町のほうになるんじゃないかなというふうに考えておるわけです。

そこらあたりも、でも西原村からは大津町にそういう要望をしてもいいんじゃないかな。そして、大津町がどう決めるかなんですよね。そこらあたりを行政で話し合いをしながら、私たち議会もやはり大津町の議員とは話をしながら、そういうところをやっつかなくちゃならないのかなというふうに思っております。この件については終わりたいと思います。

次の児童生徒の不登校に対する支援体制についてということで質問させて

いただきます。

不登校児童生徒に対する自宅での学習環境はどのように整えられているのか。また、保護者に対する支援体制はどのようにしているのかということを書いております。

これは、文部科学省が2022年度の児童生徒の不登校状況を2023年10月にまとめております。その中でいうと、全国の小中学校における不登校児童生徒数は約29万9,000人であります。前年度より5万4,100人増加しているということなんです。県内を見ると、不登校状況は小学校、中学校で5,353人、前年度より1,202人増加している。高校では777人で199人増加しております。過去15年間で最も多かったということを文部科学省のほうでまとめて報告されております。

まず、不登校児童生徒が増えた要因としては、県の教育委員会が調査したところ、学校に対する価値観の多様化やコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが荒れやすい状況であった。また、学校生活において、様々な制限のある中で、うまく交友関係が築けなかったんだと。登校する意欲が湧きにくい状況にあったということを報告しております。

これは、コロナ禍の中で、学校が休みというか、授業がオンライン授業になったじゃないですか。そういうこともあって、家で勉強する機会が多くなって、子どもたちが、その中で学校に行かなくてもいいんじゃないかというのが出てきたんじゃないかな。だから、2022年には増えてきたんじゃないかなというふうに思っております。

でも、今後、そういう子たちがまた登校できるようなことを考えていかなくちゃならないもんですから、学校に行けない、行きたくないという子どもたちに、また、どうしたらいいか分からない親の悩みに対し、教育委員会と学校、また福祉が連携し、子どもに対する学習環境、また保護者に対する支援体制はどのように取っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）桂議員の質問にお答えいたします。

桂議員におかれましては、平素より村の教育行政への深いご理解とご支援をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

ご案内のように、議員からもお話がありました。私なりに調べたんですけれども、今年の1月に同様の報告がございます。それには、不登校数は約30万人ということでしたが、さらに問題になる長期欠席者数が46万人ということで、ゆゆしき状況であるというふうなことを記しておりました。

この中には、今日の新聞にも出ておりましたが、フリースクールなどの学びの多様化ということも影響しているのではないかということも記されておりました。同感でございます。西原村でもフリースクールに通っている

子どもたちも確かに増加しております。

ただ、私が懸念しておりますのは、本村の場合、児童生徒数を合わせて600名程度でございます。その中で、不登校の子どもたちも合わせて、いわゆる不登校に関わる子どもたちの数が1.6%なんです。それぐらいの子どもたちが、表現はよくないですけれども、この規模の学校でいるというのは、厳しい状況です。

ただ、一番多かったのが中学校で10名強、小学校では1桁というふうな時代が、ちょうど議員がご指摘のありましたコロナ直後でしたけれども、現在は少し減少しております。それに安心しているかといいますと、決してそうではありません。なぜならば、私たちは、学習機会の喪失に当たるわけです。子どもたちが学習機会をなくしているんです。

ですから、学習機会をなくしているその先には、将来への希望につながっていないわけです。それと同時に、学校に行かない子どもたちに安易に同調する傾向があるならば、それはゆゆしき問題であると。私たちは、学校の教職員も含めて、子どもたちに生きる力をつける必要があります。そのために学校があると思っています。

持続可能な西原村というのを村長が掲げております。私たちも同様の気持ちでございます。子どもたちに「生きる力」をつけるためにも、村が協力をして持続可能な村になるためにも、子どもたちに学校へつないでいくことを取り組んでいく必要があります。教育委員会では、みんなで生きるというのを方針として掲げております。ですから、不登校をなくすというのは、村の大きな課題だと理解しております。

現在、熊本県下では、愛の1・2・3+1という運動を県下一円で行っています。子どもが1日休んだときには家庭に連絡をする。2日休んだときには家庭訪問をする。3日休んだらチームを組んで学校の問題であるというふうにして取り組んでいくという方向でやっております。なかなかすぐに功を奏すということではできておりません。けれども、現在では昨年よりも、僅かではございますけれども、数は減少しております。ただ、残念なことに、例年、学期が進んでいくに従って、この数が1人、2人と増えていく傾向にあります。つまり、子どもと教職員の関係、子どもと子ども同士の関係が少しずつ切れていくのではないかという懸念がございます。

現在、不登校と同時に、長期欠席者というくくりで調べてみますと、5月現在、5月段階で、どれぐらいいるかといいますと、実数述べますと、小学校では4名、中学校では6名です。これは、不登校も合わせて不登校傾向の子どもたちの数です。この数が1.6%だということです。

ただ、1.6%、この中に含んでいるのが、一番懸念しております不登校の子どもです。これが年間30日以上欠席という子どもたちのくくりになるんですけれども、この子どもたちが、小学校では4名の中の3名、中学校では6

名の中の4名です。この中にはフリースクールの子どもたちも含んでいますけれども、フリースクールの中にも、学校と、どんな学習内容をやっているかという連絡を取れた場合には、出席にしているんです、教育委員会では。そういった子どもたちは除いていますけれども、フリースクールの子どもたちも確かに入っています。

ただ、現実を申しますと、学校に来ている子どもたちの中でも、教室に入っていない子どももいます。そんな子どもたちが、教師の関係、子どもとの関係をなくした場合には、いわゆる不登校、学校に来られない状況になっています。ですから、それをやっぱりつなぐためには、村からの支援をいただいて、村からの先生をつけています。毎日、学校の教室以外のところで勉強する場所を確保しています。それに今現在、2年生2名、3年生2名、計4名の子どもがそこで学んでいます。校内学習支援センターという名前ですけれども、今、毎日、午前中だけですけれども、それに行っています。前置きが少し長くなりました。大変申し訳ございませんでした。

不登校児童に対する自宅での学習環境についてでございますけれども、どのように整えているかということですが、それぞれの学校で、各教科での自宅学習課題、これは今、子どもたちにタブレットを配っております。そのタブレットの中にドリルを入れています。これをタブレットの中のドリルということで「タブドリ」と言っていますけれども、それを活用して、いわゆるオンラインが、インターネットさえ組めれば、それでできるようになっております。それを活用するようにしております。

また、希望者によっては、授業中、オンラインで見られるといいますか、授業をしている様子を自宅のタブレットで見られるように設定もできます。昨年までは、希望する子どもたちがいましたので、設定しておりました。今年度は希望しておりません。ただ、いつでもできるように、家庭にオンラインの設定ができない場合、携帯用の無線のWi-Fiルーター、USB Dongleと言っておりますけれども、これを貸し出すようにしております。これを現在10世帯16名に貸し出しております。

保護者に対する支援状況ですけれども、小学校では保護者やスクールソーシャルワーカーを含めたケース会議というのを開いています。西原村では、阿蘇郡内では、いち早くスクールソーシャルワーカーを村の中に、村に雇うことができました。現在、スクールソーシャルワーカーを活用して、学校の中でケース会議等を開いています。

ケース会議というのは、不登校の子どもの保護者も含めて、どうしたら不登校を解消することができるかというのを相談する会議でございます。村のソーシャルワーカーと同時に、県から派遣されたソーシャルワーカーも入れて、小学校ではやられています。中学校では、保護者はちょっとまだ呼べていない状況がありますけれども、ケース会議はソーシャルワーカーを入れて

開いています。

保護者を入れた会議というのは、以前は学習支援センター、いわゆる学校に来られていない子どもたちを、その山河の館の2階でやっておりました。その中で保護者会を開いたんです。保護者会を開いたときに、保護者の中から、子どもたちが学校に行けるように学校の中に支援センターをつくっていただけないかということでありました。ですから、学校の中で開いたものですから、保護者会は学校にお任せするような形になってしまいましたので、村としては保護者会を開催するという事は現在やっておりません。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）不登校児童を抱えた保護者というのは本当に大変だなというふうに思います。というのは、なかなか勤めができないんじゃないかな。その中で子どもを見ていけなくちゃならない。そしたら、やっぱり生活もしていけなくちゃならないものですから、そういう面も、やはり村は、ある程度そういうところを見ながら支援してやってやらないといけないんじゃないかな。そしたら、保護者も少しでも気持ち的にもめげることはないんじゃないかなと。

やっぱり子どもと一緒にあって、少しずつ心が折れてしまいやせんかなという心配もしております。だから、そういうものも検討してもらいながらやっていって、子どもも学校になるべく行けるようにしていく。でないと、中学校を卒業して高校に行くか行かないかでは、その先がまた違ってくると思うんです。そこらあたりを小学校のときから、やっぱりそういうことを先生たちと教育委員会で連携を取りながら、そして、もし福祉が要るのであれば、福祉まで入れてやってもらえれば、違ってくるのかなというふうには思っております。

次に移りますけれども、その中で、長期間不登校だった児童生徒においては、学業の遅れなどから、進学も思うようにできない生徒もいるんじゃないかなと。また、成人しても社会への参加がなかなか難しく、悩み苦しんでいる方もいる。そういう家族も大変じゃないかなというふうに思います。

また、これについて、厚生労働省が、ひきこもり支援推進事業ということをやっております。

今は、ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要じゃないかなと。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤であると。ひきこもりの状態にある方やその家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねて、社会とのつながりを回復することも大事である。

ひきこもり状態にある方やその家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会のドアをぜひたたいてくださいということ。

このようにして厚生労働省から出されております。

支援体制ができているのか。西原村では、どのような自立支援体制を取っているのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 桂議員のご質問にお答えいたします。

本当に、桂議員が申されますとおり、学校であったり、行政であったり、私が思うのが、それプラス地域で、どうか子どもさんたちを育てられないかというふうに常々考えております。私たち世代ぐらまでは、地域のおじさん、おばさんとか、おじいちゃん、おばあちゃんに叱られたり褒められながら育てていただきました。本当にそういうのが理想であります。

お尋ねにございました苦しんでいる方々につきましては、まず、苦しんでいる方々がどのような状態で苦しんでおられるのかで、対応が変わってくるんじゃないかというふうに思っております。

まず、想定される状態としまして、身体障害者手帳を所持されている方であれば、障害者自立支援制度の生活支援制度や就労支援制度を活用しました支援が可能でございます。

次に、身体障害者手帳には該当されないが、何らかの原因から苦しんでいる方もおられると思います。このような場合、対象となられる方の実態把握に努め、その人に必要な支援がないか、どのように接すれば意思疎通を交わすことができるかなど、あらゆる方向性を検討しながら支援をする必要があるというふうに認識をしております。

続きまして、先ほど話がございました不登校などで学校に行けなかった児童生徒が、成人され、今からでも学びたいということでございましたら、この春、開校しました熊本市の湧心館高校の敷地内に県内で初めてとなります県立の夜間中学校、ゆうあい中学校がございます。熊本県在住の15歳以上で義務教育を終わっていない方、または中学校を卒業していても不登校などの理由により十分に学ぶことができなかつた方が対象で、国籍を問わないということでございます。

このゆうあい中学校には、先日、熊日にも2回ぐらい載っていたんですけども、元うちの同僚職員が先生として頑張ってくれています。今からでも学びたいと思われる方の情報がございましたら、夜間中学校は教育委員会が担当しておりますので、ご一報いただければというふうに思います。広報紙等でもできるだけ周知したいというふうに思っております。

それから、これから村で進めていきます事業としましては、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような複雑

化・複合化したニーズに対応するため、分野や世代を問わない「相談支援」、  
「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」といった3つの支援を一体的  
に実施し、包括的な支援体制の構築を目的とします重層的支援体制整備事業  
がございました。

この事業につきましては、地域支え合いセンターの活動として、これから  
体制づくりを進めていきたいというふうに思っております、詳細な内容に  
つきましては、この後、住民福祉課長より説明いたします。

いずれにしても、こういう問題においては、行政、学校、地域一体と  
なって進めていければというふうに思っておりますので、議員各位におかれ  
ましても、今後なお一層のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願いできればという  
ふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）桂議員の質問に対して回答させていただきます。

現在、地域支え合いセンターの活動としまして、重層的支援体制整備事業  
を実施できるよう体制整備を進めております。その体制の中で、多機関協働、  
アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援を行っております。

多機関協働とは、地域の人や支援機関等から対象者の情報を収集し、当事  
者に対して関連がある関係機関と情報を共有することにより、当事者への早  
期支援、適切な支援につなげる体制となります。

アウトリーチ等を通じた継続的支援とは、当事者への支援プランを作成し、  
支援の実施に取り組みますが、対象者が自立につながるには、人にもよります  
が、多くの時間を要するケースが多く、継続的に状態把握に努め、元の状  
態に戻らないよう見守っていく体制となります。

参加支援とは、当事者が地域とつながりを持ち、社会へ参加できるようサ  
ポートする取組です。

多機関協働につきましては、相談受付件数160件、支援プラン作成件数55  
件、令和5年度で新規9件、再プラン46件、終結1件というような実績があ  
ります。アウトリーチ等を通じた継続的支援につきましては、相談受付件数  
61件、支援プラン作成件数188件、新規67件、再プラン121件となっており、  
終結が4件となっています。参加支援につきましては、相談受付件数49件、  
支援プラン作成件数23件、うち新規4件、再プラン19件となっております。

報告しました各件数につきましては、同じ当事者が各支援にまたがったプ  
ラン作成を要するケースが多くあり、各数値を合計した数値がそんなにいら  
っしゃるわけではございませんが、それぞれにいろいろな悩みや困り事を抱  
えられた方が多くおられることが確認されます。また、このうち、ひきこも  
りの人や就労支援など社会参加につながる支援としまして、20歳から50代ま  
でに5件の対応中であるということを確認しております。

今後、村内で悩み事など抱えて生活している方やその家族から相談を受

けた際には、早期の対応ができるよう関係機関と連携を取り、迅速かつ適切な支援につなげていけるよう体制強化に努めていければと考えております。以上となります。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）村長が言われたように、以前は地域で子どもたちを育てていたということで、不登校というのは、以前はなかったと思うんです。でも、今は精神的にちょっと弱い面もあるのかなというところもありますけれども、そういう不登校をする人たちも徐々に増えてきているのかなと。家庭環境、それと学校の環境、いろんな問題で、要するにそういうふうにして不登校になっているのかなというふうに思います。

しかし、地域の人が不登校になっている家庭に踏み込むということはなかなかできないんです。これをやったら、そこからすると、言わば個人情報と、そういう問題にもなりますので、なかなかそこに踏み込めない。だから、その人たちともなかなか話ができないんですよ。そこがやっぱり私たちもちょっとつらいところがあるんじゃないかなと思います。本当やったら、話をしながら、少しでもその人たちの気持ちを和らげていけるんじゃないかなと思うんですが、なかなかそこらあたりができないのが、この不登校から引きこもりになる、そういう人たちの問題かなというふうに思います。

だから、やはり頑張ってやってほしいのは、村から福祉関係でも、そういう人が行って声をかけながら、どういう状況であるかという把握をしてほしい。把握をして、その家族と話をしながら、いかに早く社会に復帰できるか、そういうふうな状況に持ってってもらいたいなというふうに思います。以上でございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）訂正と付け足しをさせていただいていいですか。

○議長（山下一義君）桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）はい。

○教育長（竹下良一君）申し訳ございません、私が数字を間違っておりました。

長欠児童を含めた不登校に関わる子どもたちの数、小学校が4名です。中学校は6名ですと言いましたが、その中で、不登校数は、小学校は4名中3名、そして中学校は4名と答えましたが、実は間違っておまして、1名で合計4名ですと言いたかったんですけれども、申し訳ございません、間違えました。

それと、もう一つは、村長のお話の中にありました熊本県で4月にできましたゆうあい中学校です。その校章は、何と西原中学校の卒業生の現在高校に在学中の子どもが書いたものです。だから、身近に感じていただきたいと思っております。以上でございます。失礼しました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 0時57分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

受領番号4番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、通告書に従い、2問質問いたします。

まず、村内の農業用水路の維持管理についてであります。

村内にある農業用水路は、各集落にある水利組合が管理している。俗に言う井手であるが、村内のどこの水路を見ても農業者高齢化、農業離れにより維持管理が困難になってきている。

今後、村として多面的機能を有する井手の維持を続けていく上での支援等の方策はあるかとの質問でございます。

西原村史によりますと、西原村の水利土木事業、上畝開業事業という旧山西地域のため池を中心とした事業が目立つが、山麓、山間部を見ると、棚田、棚畑景観が広がり、上益城郡沼山津に属していた河原地区、寛永井手が存在する。西原村の水利施設で大切畑ため池と双壁をなす寛永井手である。旧河原村では、旧山西村のようにため池は存在せず、既存の井手筋を基盤と寛永井手のような最終的には山間部の消火栓を水源とする遠隔通水施設が造り上げられたと記載されております。

河原地区には、寛永井手のほか新田井手、山原井手、下鶴井手など、江戸時代後期に造られた歴史的な井手が存在します。これらの歴史ある構造物である水路も、減反政策による米の作付面積の減少、農業機械の大型化、耕作者の高齢化により、これらの水路の維持管理が困難になってきております。これらの井手は、田畑へのかん水以外にいろんな多面的機能を有しており、特に生活用水、ほかに消防の防火用水など、防災・減災、重要な役目を兼ねております。

先日は、木山川の水害により取水口の修復、埋まった水路の取入口を消防団が行ってございました、防火用水としての機能を果たすために。消防団においては重機が必要で、村でどうにかならないかというような相談がっております。

これらの問題の解消のため、国の農業農村整備の一環として中山間直接支払制度、多面的機能支払交付金の助成を行ってきましたが、これらの事業も制約が厳しく、山原井手では農振地域ではないことにより当初より助成が受けられなかった。新田井手においては、高齢化により環境保全が難しくなり、維持できなければ補助金返還のペナルティー措置により途中から離脱しなけ

ればならなくなつた状況であります。

また、維持管理ができなくなつた原因の一つに、昨年度の7月豪雨など、村道の側溝が詰まり、大量の水が流入し、水路が決壊したり、水路が埋まつたり、機能していないのが現状であるが、これらのことに対し、村としての方策はあるのか。

また、本村で中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金の取組状況はいかがか伺います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

堀田議員よりご質問の農業用水路、井手の持続的な維持管理を行う上での支援策ということでございます。

先ほど議員が申されましたとおり、最近では、水稻の作付面積をしてみますと、令和3年産では約85haに対しまして、令和6年産になりますと約70haと、ここ3年間で15ha、割合で申しますと約18%の減少となっており、米の販売価格の停滞や農業者の高齢化、農業離れによるものと想定をしているところでございます。

こういった背景により、農業用水路や井手の水利権者である組合の活動が衰退してきている。あるいは、水利組合が解散、なくなった組合もあるというふうに聞いております。

こういう状況の中で、現在の国・県及び村の施策としましては、先ほど議員が申されましたとおり、農地・水路・農道等の質的向上を図る共同活動を支援する取組としまして、多面的機能支払制度、及び中山間地等において農業生産条件の不利を補正することにより将来に向けた農業生産活動の継続を支援する取組としまして中山間地域等直接支払制度、また、村独自の支援策としまして、土地改良事業の補助に関する条例、通称、原材料支給制度などがございまして、農地の持続的な維持管理、また、耕作者の負担軽減に努めているところでございます。

しかしながら、このような支援策があっても、高齢化や離農が原因で維持管理が困難な水利組合が多くなってきていることも現状でございます。

村内にあります農業用水路は、農業用だけでなく、地域の重要な防火用水利としての機能を有したのものや、歴史が古く本当に重要な水路も存在しているというふうに認識をしているところでございます。

多面的という面では、水利権者だけでなく、地域として必要な施設という側面もあり、そのような意味では、地域で守っていく、または必要とされている方々が守っていくという考え方もあるんじゃないかというふうに感じております。それに対しての様々な施策の支援拡充については、その地域や必要とされる方々のまとまりがあれば、前向きに検討をさせていただければと、

協力させていただければというふうに思います。

今後も、それぞれの状況に合った国の制度を活用し、また、農家の負担が伴うものが多いかもしれませんが、なるべく負担がないように、様々な事業に取り組みながら、また、必要であれば近隣市町村と協議連携し、県や国へ要望等を行って、農業用施設の維持管理を支援していきたいというふうに思っております。

中山間や多面的、原材料支給などの支援策、また詳細につきましては、担当課より説明を申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）それでは、私からは多面的機能支払交付金事業の取組と実績についてご説明いたします。

まず、この事業の目標は、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮でございます。

現在、事業に取り組んでいる活動組織は、小森地区農地・水・環境保全活動組織、宮山地域活動組織、宇土地域活動組織、滝地域活動組織、小森原野地域活動組織、出ノ口地域活動組織、鳥子地域活動組織の7組織になります。主な活動内容としましては、農道・水路、ため池等の草刈り、水路の泥上げなどです。このような活動により水害などの災害を未然に防ぎ、田植前に必要な用水の確保や水路の維持管理及び農地の荒廃防止につながっております。

昨年度の活動に対する支援金を各組織に支払っており、組織への支払い総額は806万8,000円でございます。こちらは、国2分の1、県4分の1の交付金と村の負担金4分の1を合わせて支出しております。支払い総額806万8,000円の内訳としまして、農地の維持に係る農地維持支払交付金が665万7,000円、農業用施設の修繕やEM菌培養液を農業用ため池や用水路に投入することで水質の浄化を図る取組などの資源向上活動の交付金が141万1,000円となっております。

今後も、各組織への啓発と村全体で地域の農業資源の保全、農地及び農業用施設の維持管理の負担軽減につながる取組を行っていきたく思います。

以上でございます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）私のほうより、中山間地域の状況についてご説明したいと思います。

堀田議員のご質問の中にもあるように、農業者の高齢化や離農については、水田地帯が抱える大きな問題であると捉えております。

また、農業委員会の必須業務でもあります農地利用現況調査においても、農地に戻らない農地、すなわち非農地となる農地が年々増加している状況にあります。

本村の水田地帯の多くは、国の制度を活用した日本型直接支払制度の中に入ります中山間地域等直接支払制度に取り組んでおられます。中山間地域内の農地の耕作における協定を結び、協定期間内は耕作の維持が確認されることで交付金を受け取ることができるという制度でございます。その交付金で協定者の方々、農家の方々が利用する施設等の維持管理費に活用できることから、農業用水路などの管理や補修に係る費用に充てられております。

中山間地域等直接支払制度の現状の数値についてご紹介いたします。

令和5年度、取組組織数25組織、参加人数616名、取組面積590万3,218平米、約590ha、交付金額においては2,534万6,001円。10年前と比べてみますと、平成26年度の数値になりますけれども、取組組織数が27組織、現状と比べますと2組織多い形になります。今が2組織少ない形です。参加人数も、平成26年度には1,092人、令和5年度が616人なので、476人減少しております。取組面積、平成26年、672万9,959平米、約673ha。令和5年度と比べますと82万6,741平米、マイナス約83haとなります。交付金額におきましては、平成26年、交付金額4,112万8,389円、令和5年度と比較しますと1,578万2,388円の減少となっているところでございます。

この数字から見ても、議員がおっしゃられます農業者の高齢化や離農が進んでいる状況ではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）ただいま両課長から状況をお聞きして、大体现状としては、補助金があっても減っているということです。

私も新田井手の役員をしておりましたが、やはり以前一回問題になった南阿蘇の農地が駐車場に使われたということで返還命令が出ました。あれにより国のほう、県のほうもえらい厳しくなって、うちの新田も景観を保っていませんよということで、会検が入ったら返還になりますと、役場からの指摘で、どっちかという農家の方が萎縮して、じゃ、取り組みをやめようというところで、中山間、多目的をやめた経緯であります。

村長が言われましたとおり、補助事業の中には、水田整備とか農村整備、長寿命化、防災・減災、畑地農政、いろんな補助事業があります。しかしながら、欠点は、これに受益者負担が必ず伴うということなんです。

先ほど言いましたなぜやめたかというのは、取組が困難になったから、やはり高齢者、高齢化が増えたということで、それに従事する人が減ったということで、じゃ、多面的機能を利用して、例えばシルバー人材センターとかを雇って、それを費用として補助事業をやったんですけれども、それもまた困難になったと。

昨年度、相談を受けたのが、堀田さん、役場に相談したけれども、あまり前向きな回答とかでない。これ、村道からの流入でしょう、村道の側溝がちゃんとしておれば、ここに入ってこんだった、崩れんかった、埋まらんか

った。じゃ、村の責任はどうか。

でも、正直言って、いっぱいある村道の維持管理を側溝の水路からちゃんとやれというのは、ちょっと物理的に私は無理かと思うんです。

ですから、今、単独事業の原材料支給とかはあるということでございますが、やはり原材料支給ではなくて、例えばこういう補助金を使ったときの受益者負担というところを村でどうにかならんかというところを検討していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員が申されましたとおり、私も建設課の課長とか職員をしておりました。その上でも、必ずやっぱり受益者負担というのがありまして、何かをやろうとするときに、必ず受益者負担というのが重くのしかかって、受益者の人たちが、これからその事業に乗るのか、乗らないのかという話になっていました。

これまで、いろんな事業をやって見まして、やっぱり事業費が大きくなればなる分だけ農家さんの負担が大きくなります。職員の立場から申しますと、条例等で例えば半分負担しますとかというときに、やはり補助金の半分ということで、これぐらいかかりますという提示の仕方になるんですけども、あまり大きい場合とか公共性が多いところになると、議会にその都度諮って負担割の軽減をお願いしていたところがございます。

できれば、私、思いますのが、例えば今現状の農家さんの負担割をもう一度議員の皆さんと一緒に見直して、少しでも、一番最初から条例で軽減させてもらおうと、職員もその条例にのっとって住民さんに話ができますので、そこら辺も含めたところで、議員さん方と共に検討させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）そのあたりもよく検討していただきたいと思います。

また、別の点から言いますと、寛永井手というのは、江戸時代の寛永時代にできた井出ということで、かなり古く、村史にもページを見ますと十五、六ページ、寛永井手についても述べられております。解説もされております。

また、新田井手においては、文献がないなと思ったら、これはその前の文政時代にできておると。1810年代ですね。そういうところもあるし、市川原の茶原井手ってありますが、そこは、皆さんご存じじゃないですけども、隧道が元保育園の下を通っております。これは歴史的な昔の先人が水に対する思いでのみで彫った隧道が、あそこも門出保育園の下は50mかあると思います。現在も使われております。

そういう歴史的な構造物なので、この辺も文化財としての保護は必要ではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員が申されましたとおり、私も土木をやっております、特に寛永井手は、これぐらいの石を両面と側面に少しずつ切って、どこから持ってきたんだろうかというぐらい、重機もないような時代にされていることに、本当に感心というか、すごいなという感じがしております。

また、先ほど言われましたとおり、旧門出保育園の下のほうに水路が掘ってありまして、本当に昔の時代によくこういうものが掘れたなという感じでございます。

できれば、教育委員会等と話をしまして、本当に文化財の保護であったりとか、逆に言うと保護したら、今度は改修するのにちょっと難しくなるかもしれませんので、そこら辺は地元の方々と、残す部分と改修していく部分をまた今後詰めながら取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）ということで、村内、私は今日は河原に特化しましたが、河原と山西の違いというのは、山西はため池がいっぱいあって、ため池からの水路、河原はため池がないというのも地域性の特徴かなと思います。

そこで、やはりこういう水路、多面的機能を残す上で、ぜひ先ほど言われたところを前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、河原校区の道路問題についてお伺いいたします。

熊本地震以降、益城町では県道28号線の4車線化の整備が行われている。それに伴い、延長線の河原校区の交通量が次第に増えている。村道田中高遊線の利用も増えている。しかし、その路線はヘアピンカーブが多く、危険であるし、通過時間もそれなりに要している。また、河原校区活性化のため以前計画されていた河原団地付近から大塚牧場入り口付近までの間に橋を架けることはできないか。また、村道秋田原線の塔ノ原を県道28号線のバイパスとして県に要望できないかであります。

まず、田中高遊線の橋の件であります、これは当時、平成の初めの頃と私、記憶しておりますが、自衛隊の大矢野演習場と高遊原航空隊の通行の利便性を図るとの理由で計画を進められておりましたが、途中で何らかの理由で中止されたものと思います。

最近の現状は、TSMCの熊本進出の影響により、河原地域にも県内外の不動産業者が安価な土地を求める動きがあります。

私の属する河原校区活性化特別委員会としても、河原校区の人口増、河原小学校の複式学級問題を解消するチャンスが来ているものと思われ、やはりその地域の活性化において、一番に交通網、公共交通の利便性の充実が上げられます。また、今年就任された田島副村長におかれましては、本村の交通政策の充実を目的として招かれたとお聞きしております。

これらの河原校区の活性化のためには、この橋の建設が河原校区の住民に

はぜひ必要との多くの声がありますが、いかがでしょうか。

また、県道28号線の土林堂園区間ではありますが、この区間は、擁壁工事はしてあるものの、地震・豪雨では必ずと言っていいほど落石等により通行止めになり、事実、現在も昨年7月豪雨により片側通行が続いており、河原校区にとっては非常に迷惑をしております。

熊本地震での通行止めの一般質問の中で、私がしましたが、河原校区にとっては命の道路と言いました。一分一秒を争う緊急車両、救急車ですけれども、通れなくなると、助かる命も助からないという悲しい現状が待ち受けております。

そこで、これも以前計画されていた村道秋田原線の塔ノ原を県道28号線のバイパスとして拡張できないかということです。

前回、昭和の時代ですが、星田の堀切を起点として秋田原線の塔ノ原を拡張することでしたが、この路線は墓地が多く、他の地権者の理解を得られないということで、検討しても難色を示されたと聞いております。現在は、昭和63年の木山川水害により堀切土林区間は改修されておりますので、それから先の土林の村境から塔ノ原線を通り杉堂までの約1.3kmですが、県道のバイパスとして、オバネといいますか、あそこを拡張して線状降水帯等での豪雨でも安全に通行できるように、これは県ですけれども、県に要望できないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず、初めに橋の件なんですけれども、私も恐らく入った頃、加藤村長時代に橋の計画があったということを記憶しています。当時、ちょっと調べてみますと、自衛隊の演習場に防衛省の防衛施設周辺整備事業にてできないか、自衛隊に要望前の事前相談をされていたというふうに聞いております。

最終的な結果としましては、山都町の大矢野原演習場へ自衛隊車両が通る道としては、万徳宮山線から通称大規模林道、御船町を通るルートを利用しており、防衛省の補助事業としてはできないと回答を受けたということでございます。このため、想定の段階で終わっており、計画図面も現在役場には残っていない状況でございます。

仮に橋を架けるとした場合、河原団地付近から大塚牧場の上のほう、約500mぐらいあるとは思いますが、ただ、とても長い大橋になることが予測されます。事業費も当時は50億円と聞いておりました。現在では、その1.5倍、2倍、50億円から70億円、少なくともかかるのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、村単独の予算ではなかなか難しいということで、補助事業を模索するしかないんじゃないかというふうに思っております。

次に、益城町の一部4車線化で河原方面の交通量が今後増えることに対し

ての問いでございますけれども、河原地区におきましては、熊本市、益城町へのアクセスルートとして県道熊本高森線を利用されているわけですが、こちら雨量に伴う制限等ございます。

ご質問のとおり、益城町の一部4車線化が完了した場合、熊本市から西原村への交通量はさらに増えると予測をしています。

熊本高森線につきましては、小谷から西原までの改良工事は災害復旧が既に完了しておりまして、熊本地震により被災しました通称シズクの坂で山側からののり面対策、落石対策工の完了後、道路幅員も以前より広がっており、併せて20年前にはなかった津森から瓜生迫、小野への阿蘇西麓の道路も整備されております。当時より多少利便性は上がったんじゃないかというふうに認識をしております。

いずれにしても、先ほど申しましたとおり、村としての道路整備をこれから河原校区、山西校区併せて早急に実施させていただければというふうに思います。

また、河原校区につきましては、空き地がどこにあるかとか、水道、電気等も含めたところで、今後10年、20年後、できればTSMC効果を含めたところで、住宅地とか、前は3つほどの分譲を行って、すぐ売れたような状況でございますので、そこら辺の計画、概略設計等を作成できないかというふうに考えております。住民さんの要望、議員さんの要望を受けて、1回は補助金とかお金を抜きにして、こうしてほしいというのを河原地区、山西校区の山際になりますと過疎化が進んでおりますので、そういうところも含めたところで絵にできないかというふうに考えているところでございます。

できれば早急に9月の補正等でご提示させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）先ほど、防衛省関係の補助金ということで、私の記憶と村長が調べたのは一緒だったんですけども、TSMC効果ということで、ある反面、不安な面ですね、今日の新聞冒頭に出ておりましたが、有事の際、台湾が狙われたときに熊本は当然狙われるということで、私も自衛隊のを調べたときに、今はもう益城の土山ですか、あそこから高速道路ができておって、ちょうど演習場も、わざとなんでしょうけれども、中島でインターをつくっておると。

でも、いざ有事の際は、そこが狙われますよね。こっちの万徳線も狙われますね。やはり有事の際の路線というのは幾つも確保しておくべきではなからうかと。

先般、新聞にも載っておりましたが、西原村にも担当者、説明会があったということを書いてありました。これがチャンスじゃないんでしょうか。国が国策として招いたTSMC、それにおまけがついてきた、有事です、戦争。

これを守るために、そういうところの交付金、補助金、狙ってもいいんじゃないかならうかと思いますが。

あと、同じ熊日で、今日も梅雨期の早めの避難行動ということで、県知事も大雨に命を守る備えということで訴えられております。そういうところも、やはり県のほうが動くのであれば、これも便乗して、せっかく田島副村長が来られております。検討していただいて、するということは可能じゃなからうかと、今がセングウのチャンスだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今日の新聞報道であっていただけとおおり、実は昨日、私も出席させていただきました、総務課長と一緒に。議員が話されましたとおおり、道路であったりとか、いろんな形でチャンスじゃないかというふうな昨日思ったところがございます。

具体的な話はまだございませんでしたので、これからまた詳細に入ってくると思います。あらゆる防災、防衛、いろんな関係、また、河原地区で、例えば橋を土林、秋田とか谷筋は辺地事業者にかかっていますので、例えば小野、瓜生迫とか滝は辺地になっております。それと併せて道路整備をすれば、辺地事業債等も活用できますので、あらゆる補助事業を模索して、一部は営業も全力で取り組んで、実現に向けて進めていければというふうな思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）やはり、TSMCが来るといいことばかりというようなことが、皆さん思われますが、先ほど言ったとおおり戦争の危険性も抱えているというところがあります。

ですから、そういうところで命を守る、やっぱり道路網の整備は、ぜひ必要でありますし、河原校区、今、校区の見直しで高遊西地区とかそういうところがどうにか行けないか。距離的には山西小学校より極端に近いんですが、やはり道路のヘアピンカーブとか、あの辺を見ると、通学道路に適していない。あれが真っすぐできれば、通学道路にもそれなりに適した道路になるのではなからうかと思えます。

また、橋については、やはり河原校区住民が、ほとんどの人が、ぜひ必要だということは思っておりますので、私のほうに要望がありますので、やはりそのあたりも前向きに検討していただきたいと思えます。ということで、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（山下一義君）受領番号5番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）こんにちは。1番議員、尾崎です。

通告に従い、2件の一般質問をさせていただきます。

まず、1件目、本村中学校の制服についてです。

本年5月19日の熊日新聞で、男女区別のない多様性に配慮した共通標準服を熊本市立の中学校が2025年から導入されるというニュースが出ました。多様性、機能性の観点から、スカート、スラックス、キュロットスカートの3種類と現在の制服から選ぶことができるとの発表でした。

令和5年第1回定例会で、子どもや保護者にアンケートを取るなどしてジェンダーレスな制服や標準服の導入を検討していただけないかという質問をさせていただきました。当時は、アンケートに関しては前向きではない。保護者の方にはPTAなどの会議等で積極的に投げかけ、また、子どもたちの中で論議を深められたらいいと考えますとの答弁をいただきました。令和5年第1回定例会から今までの間で、本村小学校の標準服に関しては、公にスカートかズボンどちらでもいいとされたと聞きました。

この1年間で、子どもたちから制服を変えたいという声は上がったのか。また、PTA会議などで、制服の件に関して保護者に投げかけ、お話をされたのか。それを踏まえた上で、本村中学校において多様性に配慮した標準服の導入をする考えはないか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

尾崎議員におかれましては、平素より西原村の教育行政に対して深いご理解とご支援をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

ご案内のように、先月の5月19日の熊日新聞で詳細に紹介されておりました。日曜日でしたが、第1面でしたので、非常にインパクトがございましたが、熊本市の教育委員会が性の多様性や機能性に配慮した標準服の導入を決めましたということで、非常に大きなインパクトがございましたが、その中身としても、ブレザーを男女共有にする、あるいは女子もスラックスを着用できるようにするなど、生徒にとって着たい服、着やすい服を選ぶ選択肢が広がる効果が期待されているということでございます。非常に興味のあることですが、こういった背景には、多様性を理解して認め合う社会を目指すという考え方が広まってきているということだろうと思っております。

ですから、教育現場においても、子どもたちに多様性に関する気づきを与えるということや集団の中でお互いを尊重し合う態度や行動を育むということを目指して取り組んできております。

具体的に申し上げますと、本村においては、ご指摘がございましたが、実は昨年度から、中学校においては総合的な学習の時間で制服というのをテーマに学習に取り組んでまいりました。本村の中学校の標準服と他町村の標準服の違いや、その必要性、あるいは機能性やデザインなどを生徒自身が調べ

て、中には取り寄せて子どもたちの前で公表する。ちょうどその時期、私が行ったときは、他町村の学校の先生方も来ておりました。その中で発表をするというふうな取組でございました。今年は、その取組を生徒会が受け継いで、提案やアンケートの内容等を現在検討している段階だと聞いております。

先ほどもお話がありました5月19日の熊日新聞の第1面に掲載されましたように「男女区別なく、選択肢広く」というふうなインパクトのある見出しは、子どもたちにとっては、非常に刺激的といえますか、反響も大きい内容であったというふうに思います。ですから、学校でも新聞を取っておりますけれども、多くの子どもたちが目にしたというふうなことを校長から聞いております。

今後は、生徒会アンケートの集計結果を基に、保護者や教職員、教育委員会あるいは学識者を含めた検討委員会、場合によっては学校運営協議会等で論議を重ねてまいりたいと考えています。

ただ、この取組に関しては、改めて申すまでもないことですが、同時並行的に次のことを推進する必要があると思っています。議員からも指摘がありましたが、それはLGBTQと呼ばれるような性的少数者に対する差別的な言動を含め、容姿や体型を含めて、やゆするような言動やそれを原因とする差別、そういったものを、おかしいことだ、許せないというふうなことを教育の中身として伝えていく必要があると考えております。

例えば、具体的にどんなふうなことを子どもたちの中に期待するかということですが、教師自らが、こんなふうな取組があるんだよということで、先日の村の人権同和教育研究大会総会の中でもお伝えしましたけれども、外国でのピンクシャツ運動、これは実はもう日本の中にも紹介されているというふうに聞いておりますけれども、そういったものがよい例ではないかと思っております。

ここでは省略いたしますけれども、なぜこのようなピンクシャツ運動が起きたのか、あるいは、その中で誰を守ったのか、何を推進していくのかというふうな運動を学校の中で、やっぱり子どもたちと一緒に共有しながら考えていく必要があるというふうに思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）子どもたちに制服について考える場を提供していただき、ありがとうございます。

子どもたちが疑問や不満を持っていても、決まり事、今回に関していえば制服についてですが、今まで、男性が襟つきの制服で、女性がスカートをはく、これがもう当たり前で通っているものに対して、異議を唱えたり、ちょっとおかしいんじゃないかなという考えを持つことは、なかなか難しいことです。これを変えようとするのは難しいことです。なので、こういう勉強

の場を与えてくれたことに対して、出た意見に大人のほうが寄り添って検討をしていただけたらと思います。

あわせて、いろいろな保護者さんに制服についてお話を伺いました。すると、制服の選択肢はあったほうが良いというお答えもありましたが、兄弟間でお下がりを利用しているの、制服を変えられたら困るなどの意見もありました。

熊本市では、現在の制服と共通標準服のどちらも選べるということになっておりますので、先ほど話しました問題はどちらもクリアできると思っております。なので、子どもの考え方、あと保護者の考え方併せて検討をお願いできたらと思います。

先ほど同和教育推進委員会のお話が出ましたので、少しお話をさせていただくと、もちろんLGBTQの差別の問題に対してもそうです。ですが、いじめ問題、容姿だけではない、あとは暴力の問題もあると思います。それも含めた上で、相手の気持ちを考える、相手を思いやる、自分がされて嫌なことをしない。当たり前のことですが、これが当たり前ではなく、いまだになくなっていないということは、当たり前になっていないということです。大きなくくりで、差別、いじめに対する教育も併せてしていただきたいと思っております。これで、1つ目の質問を終わらせていただきたいと思っております。

2つ目の質問に移ります。

本日、ほかの議員さんも道路、交通に関して質問をされていますが、交通利便性への取組について質問させていただきます。

本村では、重要な課題となっている公共交通の利便性について、令和5年第2回定例会においても質問させていただきました。この中で、法定協議会、地域公共交通会議などを設置し、マスタープランを作成することでありました。どこまで進んでいるのかを伺う予定でありましたが、今回の議案に西原村地域公共交通会議の附属機関設置の議案がありましたので、この会議の構成委員はどのような方を予定しているのかをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）構成員等は、後で担当課長が説明を申し上げます。

尾崎議員のほうから、マスタープラン作成、交通関係ということでお話がございました。村民の方々の生活の多様化や行動範囲の拡大により、公共交通のニーズの変化につきましては、本当に日々実感しているところでございます。

この件に関しましては、先ほど申されましたとおり、令和5年第2回定例会で一般質問においてもご質問をいただいたところでございます。

これを受けまして、西原村におきましては、自家用車での移動が中心であります。これから超高齢化社会へ向けての免許返納や高校生の貴重な通学手段の一つとして、そして、これから予測されます近隣町村企業立地に伴う

ベッドタウン化などを踏まえ、また、渋滞緩和や脱炭素社会へ向けて、村として最重要施策として取り組んでいかなければならないと捉えているところでございます。

令和3年に実施しました地域福祉計画のアンケートでは、暮らしにくい点ということで65%の方々が、公共交通が少ないと回答されております。また、令和5年に実施しました第6次総合計画策定におけるアンケート調査結果において、現在の西原村の暮らしやすさに不満を持っておられる方々の約3割が、バスなどの公共交通機関が不便という声が上がっている状況でございます。

令和6年1月に実施しました障害福祉に関するアンケートでは、外出する際に困るという点で、バスなどの公共交通機関が少ないと回答された方々が31%ということで、いずれも公共交通機関に不便さを感じておられる方が一定数おられるのも事実でございます。

こういった状況を踏まえまして、令和6年の年頭の挨拶にも書かせていただきましたが、西原村運動公園を起点として、阿蘇くまもと空港、そして大津駅や菊陽町へ、商業圏への直行便の試験運行をできるだけ早い時期に行いたいというふうに考えております。

県が掲げています大空港構想や、熊本市内からの高規格道路10分・20分構想などにより、空港を交通結節拠点、連結拠点として、熊本市及び空港周辺4か町村と連携し、例えば空港に行くならば、熊本市内はもとより菊陽町大津町、益城町へも行ける、JRにも乗れる、南阿蘇にも行けるなど、各市町村と連携を強化していきたいというふうに思っています。

この直行便をはじめ、令和5年第2回定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、村の公共交通施策を検討するため、先ほど申されましたように、国や県への公共交通機関の要望を行う上でも、地域公共交通活性化再生法に基づき地域公共交通会議を設置し、村内各地域の方々や様々な立場の方々のご意見を反映させ、西原村地域公共交通計画を策定したく、今回の補正で1,000万円計上させていただいております。

今後は、この西原村地域公共交通会議において、現在の実情や周辺自治体の運行状況、また住民の方々のニーズ、乗り合いタクシーや自家用有償交通など、新たな公共交通の必要性の有無などを総合的に検討し、今後の空港アクセス鉄道の整備を視野に入れた形での地域公共交通計画を、まずは令和6年度中に計画策定を目標に進めていきたいというふうに考えております。

一方で、なくてはならないのが村内タクシーの維持であるというふうに思っております。これも非常に大きな課題であると捉えておまして、最近、職員をタクシー会社のほうに出向いていただいて、これからのタクシーをどうされるのかと。一番心配であったのが、やめますとかという話が、もう一番あれだったんですけれども、行って話を伺いますと、ドライバーがいれば、

できれば続けていきたいという、本当にありがたいお言葉をいただいております。

そういうドライバー不足を補うための施策やタクシー券の利用拡充。例えば、誰かは忘れたんですけども、議員さんのほうから、距離が遠いところにはもうちょっと拡充してもいいんじゃないかというお話もあっておりますので、できればこういうことも含めた形で、地域公共交通会議の中で道路交通網の整備に関して協議を行って、できるだけ早く住民さんの利便性の向上に努めていければというふうに思います。

桂議員の話でもございましたように、鉄道が整備されるまで、最短でやはり10年近くかかるということで、それまでの目標も掲げなければならぬと思っていますので、今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問の中で、地域公共交通会議の委員のメンバーの構成はというところでのご質問がございましたので、お答えいたしたいと思います。

今後、この地域公共交通会議の設置に関する要綱等の整備を計画いたしております。

その中で、委員さんの予定といたしましては、九州運輸局の熊本運輸支局、あと熊本県、村内乗り入れ路線バス会社及び熊本県バス協会、あと村内タクシー会社及び熊本県タクシー協会、あとは住民の代表者といたしまして村議会をはじめ、校区の区長、村内の各種団体の代表者、それと道路管理者、熊本県と村とになるかと思っています。それと、大津警察署、交通関係の学識経験者、あとは近隣市町村というふうな形での構成を計画しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）空港を拠点として、いろんなところというお話がありました。その空港まで行く手段がない。免許が返納されてタクシー券が使える方はタクシー券を使う。あとは、今ある路線バスと阿蘇から来るバスですね、それも本数が少ない。ともすれば、そこのバス停まで行く足がないのはどうすればいいのか。結局、車でそこまで行くのであれば、直接もう村外に出てしまうということで、村内の交通機関を何か設けないといけないかと思っています。

先ほど言われました乗り合いとか、そういうのを考えないといけないと思いますが、タクシードライバーの不足が一番の問題だと思います。これは村だけの問題ではなくて、コロナ禍の後、慢性的なタクシードライバーの不足が言われております。これを増やす施策と言われましたが、具体的にどういうものを考えられているかをまず一つ伺います。

それと、公共交通会議の委員のメンバーの構成を先ほどお伺いしました。村内からの代表者と言われましたが、第6次総合計画策定委員会のメンバーも多分村内の同じ代表者になるかとは思いますが、その際に、女性が代表者は私しかいない。代理で1人の女性が入られていましたが、女性が全くいない状況が想定されますが、女性メンバーをどうにか入れる、もしくは女性の意見を聞くということを取り入れる考えはないか。この2つ、お伺いたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず最初に、具体的な施策ということで、タクシー会社の運転手不足なんですけれども、具体的に考えているのが、例えば西原村のタクシー会社に勤務いただいたところに家賃の補助であるとか、給与の一部補填であるとか、または、こちらに引っ越す、こちらに就職されたときの一時金等があるかと思えます。

また、有償の乗り合い交通等の免許が必要であれば、村内の方であれば、一部免許を取られて、実際稼働し始めて、いつの時期に補助を出すかという問題もあるかと思うんですけれども、そういう免許を取られる方々に対しての補助であったりとか、一方で、昨年、郵便局と連携協定を結ばせていただいたんですけれども、郵便局の中で、全国を見てみますと、配達者の隣の助手席ですね、そこに住民さんを乗せていく制度もございます。

いろんな制度を勉強しながら、最近はやドシェアという話もよく耳にしますけれども、そういうものにも地域と企業と一体となって取り組んでいければというふうに思っております。

もう一つが、女性のメンバー構成ということで、この議会におきましても、執行部メンバーを見ていただければ、去年より女性が幹部で2名増えております。恐らく公共交通会議は、私は入りませんので、一番トップを副村長にして、できるだけ女性の意見が聞けるように尾崎議員とも相談しながら人選して、女性目線というか、お母さん目線であったりとか、そういうのもありますので、できるだけ多く取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）メンバーの構成については、女性の意見というか、家庭の意見を多く取り入れていただきたいと思えますので、そのメンバーだけではなく、例えば子育て世帯を集めた話合いをして、その中で意見を組み入れるとか、そういう考えも入れていただければありがたいと思えます。

タクシードライバーの不足、これに関してもライドシェアとか先ほど言われていましたけれども、都内とか市内のほうではできるかとは思いますが、村内ではなかなか難しいんじゃないかなと思えます。あと、村内の郵便局の配達の方も、車は限られていますよね、村内で。なので、これに関してもな

かなか難しいところがあるんじゃないかなと思っておりますので、もう少し検討のほうをお願いしたいと思います。

時間は少し余ってしまいましたが、もうこれで質問を終わらせたいと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時03分）

（午後 2時14分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

受領番号6番、2番議員、高本孝嗣君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

一般質問通告書に記載されておりますように、質問事項2件お願いいたします。

まず最初に、鳥子第2工業団地（仮称）について質問をさせていただきます。

まず最初に、進捗状況についてでございますけれども、一昨年3月村議会に新工業団地整備計画が打診され、現在は、鳥子地区に新工業団地として場所を決定し、用地取得も終わり、用地の上物にある雑木だったり杉、ヒノキの伐採が行われております。微量ではありますが、着工にたどり着けたなという感じをしているんですが、まだまだ形の見える状況ではございません。住民の中には、そこを捉えて、木を伐採しているが、何かいと言うような人もおられ、私自身いささか驚いている状況でもあります。鳥子地区新工業団地の造成説明等を行うと、その方は、それはええな、雇用も増えるけんということで、ある程度やっぱり工業団地に対して前向きに期待されておりました。

ところで、この一般質問通告書を5月28日に役場の議会事務局に持ってきたんですけれども、後の6月3日に熊日新聞のほうに、TSMC関連ニュースの欄にて、西原村、新工業団地8ヘクタール分譲へ、製造業向け、来月から公募と大々的に掲載されておりました。このことについては、私が今回、通告書の造成工事関係の状況及び誘致先等の模索状況についての質問事項として掲載されておりましたのが、内容がある程度重複しておりました。

以前も何か質問したときに、その後、新聞に載って似たような掲載があったんですけれども、私はわざわざ新聞会社よりも早く質問を出しているんですけれども、後には熊日のほうが出して、こういった質問の議会の中では、私のほうが今度は後になるんですけれども、その辺がいささか不思議なものであるかなというふうに自分では思っております。

このことについては、私が今回、質問の通告書にしといたやつを、重複し

ておりますが、同じような内容で新聞に掲載されていましたが、あえて再度お尋ねをしたいというふうに思っております。

まず最初に、造成工事関係の状況でございますけれども、鳥子地区新工業団地2工区造成工事、鳥子地区新工業団地3工区造成工事及び団地西側の管理用道路だったり、ほかにいろいろなやつが入札が終わり、本格的な工事が始まると思っております。

そこで、新聞には引渡し時期が、早いものが再来年の1月と記載されていましたが、実質的な区画整備、面積等の規模などは、購入する側が、企業の要望などがあると伺っております。また、企業にとっては、引渡しの時期が重要ではないかというふうに思われます。そこで、そのことも踏まえて、区画造成の完成は、引渡しの前に完成すると思っておりますけれども、いつ頃をめどにしているのか。

また、新聞に、購入希望企業の申込み期間を7月8日から8月30日とする決めた。また、製造業を対象に公募する。9月に選考委員会で審査し、優先交渉順位を決めると掲載されておりました。製造業が公募対象に挙げられている根拠と、選考委員会の審査となっているが、委員会の構成メンバーと構成人数はどのようになっているか。また、進出企業の決定及び公表はいつ頃になるか伺いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、高本議員のご質問にお答えいたします。

鳥子地区新工業団地造成事業の進捗ということで、令和4年度より実施設計、農振除外、開発行為申請、用地買収と全庁挙げてこれまで進めてまいりました。

令和6年2月に、開発行為申請に伴う許可及び農地転用申請に伴う許可を得ることができ、併せまして地権者各位のご理解とご協力により、全ての事業用地の買収を終えることができております。

地権者の皆様におかれましては、先祖代々受け継がれた大切な用地をご提供いただき、改めまして心より感謝を申し上げるところでございます。

既に契約をしております調整池の流末排水路工事につきましては、現在、工事着手に向けての資材の発注や事前測量を行っているところであります。

今後も工事の進捗に合わせ発注を計画しているところでございまして、今月に調整池整備の1期工事、管理用道路整備の1期工事の発注と併せまして、今回の定例会で議案として造成工事本体の契約締結も上程をさせていただいております。

また、誘致企業の模索状況ということで、令和6年第1回定例会での全員協議会において、今後の予定ということでご説明をさせていただきましたように、分譲用地の売買につきましては公募を行うところで、先週の月曜日の

熊日新聞等の報道機関を通して、公募要綱の公表を行っているところでございます。

今後は、申込み期間を経て、募集のあった企業の中から選考を行いまして、相手様があつてのことでございますが、今年度内に全ての団地の購入予定企業を決定し、立地に係る基本協定の締結まで進めていければと考えております。

詳細な工業団地造成事業の進捗及び今後の予定につきましては、企画商工課長よりご説明を申し上げます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）高本議員のご質問に関し、お答えいたします。

工事関係の現在の進捗ということでございますけれども、2月に調整池下流部の排水路改修工事の発注を終えております。現在では、事業区域の伐採業務の作業中でございます。造成工事本体の発注予定といたしましては、今回の定例会の議案でご審議をお願いする造成本体の2工区、3工区の造成工事と併せて、調整池の1期工事、管理用道路の1期工事の発注を行いました。

その後につきましては、残りの4、5、6団地の造成工事や排水路整備、水道管布設工事などの計画をしておりますが、それぞれの工事の進捗等を考慮しながら、随時発注を行っていきたいというふうに考えております。また、一番下の1団地の造成工事につきましては、県道山西大津線の改良事業との兼ね合いもありますことから、改良工事の終了後の令和8年度に発注を計画いたしております。

また、誘致先等の模索状況ということでございますけれども、立地企業の選定に当たりましては、先ほど村長も申されましたが、まずは公募による募集を行います。その公募要綱につきましては、先週の6月3日に公表を行っております。

募集期間といたしまして、令和6年7月8日から8月30日までとしております。その後、応募のあった各企業様から提出された事業計画の内容などにより、選考委員会による選考を行います。この選考を9月中をめどに行い、立地企業の決定・公表、その後、基本協定の締結という流れで進めさせていただければと考えております。

なお、選考委員会の委員につきましては、別途要綱等で規定を予定しております。現在の予定といたしましては、副村長を委員長として、議会関係、関係課長、県企業立地課職員などの方々10名程度の委員での選考を予定しております。この選考委員会での選考における審議内容につきましては、これから進出を目指す企業様の情報漏えいなどを起こした場合に村の信頼失墜になりかねないものでありますので、選考委員会における審議内容等につきましては、非公開を想定しております。

正式な用地売買仮契約の締結につきましては、これから地番や面積等が確

定する令和7年度中を目標に進めていき、一番下の1工区以外の5区画につきましては、令和8年1月頃に引渡しができるよう進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）令和8年1月頃ということでございますので、逆算すれば、その1か月か2か月前には、ある程度、形が見えて、完了しているのかなというふうに思っております。

続きまして、その造成関係になるんですけれども、工事関係車両の配慮についてということで、工事車両等についての往来が結構多いんじゃないかなというふうに思っております。話を聞きますと、今、現在あります工業団地内の、鳥子工業団地ですけれども、そちら内のある1区画の土量ですか、土をそこから掘削して持っていくという話を伺っております。

そうなりますと、やっぱり通る道といたしましては、南北に走っております現在の工業団地のほうを必ず通って、下鳥子、馬場、小園のあの四差路ですか、上鳥子の入り口と言いますけれども、バス停、あそこを経由して新しい工業団地のほうに回られるかなというふうに思っております。先ほど午前中に、山西小学校の前辺りが一番近いんですけれども、あちらはもう通れないということで、また県道を通れば、県道はまたぐるっと回って、信号もありますので、大変だろうと。

やはり路線としては大津、岩坂線になりますけれども、あちらを通過して南部道路かな、畜産前の、あの道路を利用されるということでもありますけれども、交通量が非常に朝から混んだり、現在の鳥子工業団地に結構多うございます、朝からです。また、夕方になれば夕方で、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、3時ぐらいも渋滞するぐらいの車の往来が多うございます。3時ぐらいといいますと、工業団地内の企業が時差出勤・時差退社を進められて、交通渋滞の緩和を企業自体が図られているというふうに思っております。

そうなりますと、当然ながら昼間の、車両ですかね、土量の運搬になりますと、重複する時間帯もあろうかと思うんです。この辺が工事関係者の方々と当然村も話合いをしながら進めていくとは思いますが、その辺のきちとした交通の整備あたりをびしっとしていただきたいなというふうに思っております。また、大体3時ぐらいには非常に多いんですけれども、子どもの学校帰りもその時間帯が多うございます。その辺も考慮したところで、稼働調整の計画やそういったやつが、村として入札を取られたところ、または工事車両関係としては今後進められていくのかどうかをちょっと伺いたいなというふうに思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員の新工業団地の工事関係車両等の配慮について

お答えをいたします。

これから梅雨が始まって、恐らく梅雨が終わったぐらいから本格的な工事が始まるというふうに予測をしておりますが、今回発注を行います工事につきましては、土砂の移動を伴う土工事が主な工種でございます。当然、大型車両等の通行頻度が多くなる予定でございます。

あわせまして、隣接の県道関係の工事といたしまして、山西大津線の改良工事、これは県工事になるんですけれども、歩道設置工事など、山西大津線沿いで工事が混在する状況が予測され、先ほど申されましたとおり、平時の一般車両通行に支障を来す可能性がございます。

まずは工業団地の造成工事におけます受注業者間での情報共有を促し、通学・通勤帯での時間規制等をはじめ誘導員等の配置など体制を整備するとともに、発注者としての適正な指導、併せて隣接します県道工事の発注者であります県との連絡調整を密に行いながら、住民の方々を含め道路利用者に対し、広報やホームページ、または防災無線等で周知を行って、できるだけご迷惑、ご不便がないように努めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）新しい工業団地をつくるに当たりましては、やっぱり道路、山西大津線と我々が言っておりますけれども、迫ノ谷の道路、県道沿いです。あそこに大きな車両が往来するのが結構多くなるかと思っておりますけれども、せっかく新しい工業団地ができますところに、通行される方々が嫌な思いをされると、何やというような、今度は工業団地そのものを批判されたり、いろいろする可能性がありますので、その辺の配慮もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

このことについては、もうこれで質問を終わります。

続きまして、大切畑ダムの周辺整備について、ご質問させていただきたいというふうに思います。

大切畑ダムの周辺整備については、ダム湖の場所の使途の計画やらの村としての意向をちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

大切畑ダムの工事は、令和7年11月には完成するというふうに伺っております。現在、大切畑ダム周辺利用検討委員会で数回の意見交換会等が行われておりますが、運動施設整備等の意見等もありますが、まだ方向性が見えてはおりません。今後は、方向性が見えても、やはり村の意見などを伺いながら、村の管理下に置かれる立場ではないかというふうに思います。

また、当然ながら維持管理費等については予算が必ず必要になってくると思っております。予算がかかるんじゃないかなというふうに思っています。

そのような状況を考慮すれば、村の意向が必ずやっぱり必要になってくるということで、ぜひ現時点として村の意向をお伺ひしたいなというふうに思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）大切畑ダム周辺整備についてお答えをいたします。

ご質問は、大切畑ダム復旧工事に関連するものと、併せて周辺環境の広域的な計画についてのご質問ではないかというふうに思います。

この質問については、昨年9月の定例会で桂議員よりも利用計画等についてご質問をいただいているところではございます。

皆様ご承知のとおり、ダム堤体の位置が変わりますことから、ダムの新しい堤体と県道熊本高森線の間には旧堤体の跡地ができます。このため、跡地の有効利用をするため、昨年度、大切畑ダム周辺利用検討委員会を設置し、議論を進めてまいりました。

まず、検討委員会での内容につきましては、建設課長よりご説明を申し上げます。

○建設課長（久野 太君）それでは、私から委員会の検討内容をご説明いたします。

まず、検討委員会につきましては、昨年10月から今年の3月まで計4回行っております。

委員の構成につきましては副村長、役場関係課長、ダム復興事務所、地元議員、小森土地改良区、袴野区長で話し合いを進めてきたところです。

その中で、いろいろなご意見をいただきました。ダム下流側跡地については、スポーツ施設、サッカー場、野球場、オートキャンプ場など。また、それらに付随する更衣室、シャワー室、トイレ等の設置のご意見もありました。

結論としましては、ダム堤体下流側の跡地につきましては、断層上であること、また、ダム堤体からの暗渠配水管が埋設されていることから、建築物は不可という結論に至っております。このため、建築物を設けない更地とし、多目的広場として利用するという方向性で決まったところです。

また、最低限トイレは必要というご意見もありましたので、こちらは旧堤体の外にある既設の小森土地改良区管理棟付近に設けてはどうかというお話になっております。

上流側の跡地につきましては、今年に入り、ダム工事の一部内容変更の可能性が出てまいりました。このため、掘削範囲の変更等により、残地の面積、形状も変わる可能性があり、現時点では未確定要素が多いため、検討は保留となっております。

次に、ダム堤体周辺の遊歩道についてですが、こちらは震災前からあったものであるため、ダム復旧事業の中で対応可能ということでございます。

ただし、新ダム堤体の管理道路として対応可能ということですので、事業対象外の区間、県道までの旧堤体周辺の遊歩道も併せて県に整備、復旧を要望しているところです。

最後に、跡地の維持管理につきましては、委員会の中でも決まっております。

せんので、今後、県、村、小森土地改良区で継続して協議を進めていきたい  
と思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）震災前は、ダム堤体の東側に小さな公園や駐車場も  
ありました。ダム湖周辺には遊歩道も完備されておりました。今回、新しく  
できますダム堤体は、今お話がありましたんですけども、運動施設は広場  
的に使うという形ぐらいですかね。多目的広場として使用できる施設になる  
かというふうに思っております。

今後、震災前にありました遊歩道や駐車場の計画も一部として新しく設置  
を考えられると思います。周辺には、東には萌の里、西には青少年キャンプ  
場があり、北側には、もうご存じのように村有地の宅地もあります。ダム堤  
体だけの問題ではなく、観光面や周辺施設の共生ありきで広域的な計画に取  
り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、村長、ご意見をお願  
いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）建設課長が申しましたとおり、ダムの下流域跡地に、な  
かなかスポーツ施設、建物関係は不可ということでございまして、方向性と  
しましては、多目的広場とか、芝を張ればサッカー場、プラス例えば防災へ  
りの離発着とかで活用できるんじゃないかというふうに考えております。た  
だし、芝張りも、運動公園で経験しておりますけれども、結構な費用がかか  
るものでございまして、それを村単独で補助なしで行うということになりま  
すと、かなり負担が多いんじゃないかというふうに思っております。

かといって、県のほうも、最初は前向きに協力しますという話を地震直後  
ぐらいには伺っていたんですけども、やっぱり県のほうも財政状況等も厳  
しくなっておるようでございまして、なかなか話がしぼんでいるような状況  
でございます。ただ、何かしらなくちゃいけないということで、村のほう  
も辺地事業債の区域の中に大切畑ダム周辺は区域に入れておりますので、事  
業をすれば、辺地事業債の分だけは補助裏の手当てがあるんじゃないかとい  
うふうに想定をしております。

ダム周辺の遊歩道につきましても、新堤体周辺だけが今回の補助の対象と  
いうことで、それ以外は事業対象外、すなわち単独費ということなんですけ  
れども、以前、私も携わらせていただいたんですけども、遊歩道関係を、  
整備は補助事業を使ってしたんですけども、その利用としては、なかなか  
なかったんじゃないかというふうに思います。できれば、今後、桂議員から  
質問があったときにもお話をしたんですけども、萌の里、風の里キャンプ  
場など一体的な観光施設として広域的に捉えていければというふうに思いま  
す。

萌の里だけではなくて、白糸の滝であったり、ミルク牧場、また風力発電

も今後リプレースが予定されておりますので、全ての観光関連、観光施設として、西原村全体として考えていくべき案件であるというふうに捉えております。

今後は、西原村は人口増が見込まれます。つい最近は7,000人をもう超えました。転入された方には、住んでよかったと思ってもらえる村、また来村していただいた観光客の皆様にも、本当に来てよかったというふうに思えるようなむらづくりをしなければならないというふうに思っております。

このためには、計画策定をするに当たって、地元商工会とか観光会とか、あるいは大切畑、袴野、近隣集落の話合いが必要不可欠ではないかというふうに思っております。なかなか今のダムの検討委員会の中では、ダムだけに限られておりますので、できれば新たに、仮の名前ではございますが、観光・環境整備検討委員会などを設置させていただいて、その中で西原村の拠点づくり等を検討していければというふうに前向きに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

本当に前向きな検討ということで、非常に安心しておるわけですがけれども、俵山の入り口、阿蘇の入り口として、やはり空港からの第1の門ではないかなど。右手に大きなダムが見えて、その隣には駐車場があったり、広場があったりということになれば、何らかの形で阿蘇に行かれた方々は、そこに一度は足を止められるんじゃないかなというふうに思っております。今、村長が言われましたように、やっぱり観光のメッカとして、あの辺を中心的に何とかなれば、村も少しはより以上の有名になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

本当に、このことについては、以前からいろんな質問の形を変えながら、やっぱり運動施設だったり、多目的広場ということでもありますけれども、その中で観光という一つの言葉が入ってただけでも非常にありがたいというふうに思っております。今後とも村のそういった施策について頑張っていたきたいと思います。よろしく願いします。

以上、質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号7番、3番議員、小城保弘君、件数1件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

一般質問通告書に従い、西原村消防団について、3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目が、消防団の分団編成と班編成についてお伺いしたいと思います。

熊本地震からもう8年が過ぎましたが、この地震以降、家を失ったり家族を失ったりして、消防団員も自分の住んでいるところを離れたり、違うところに住んだりして、いろんなところに散り散りばらばらとなっています。消防団の分団も、この前、操法大会を見させていただきましたが、1分団から8分団までありまして、どこの分団とは言いませんけれども、ある分団が、分団で13名しかいないと。私も終わった後に、あんたら何ぼあるとやと聞いたら、2班ありますと。なら、13人を単純にして6人隊にして。いや、そうではありません、班のほうも4人しかおりません、3人は村外に勤めておりますと。なら、あんた1人。一人じゃ、積載車も運転できませんし、何もできません。

そこで、以前この席上でもちょっと消防団の分団編成と班編成について意見を申したと思いますが、この散り散りばらばらになった消防団の分団が、今8分団ありますので、その分団を、よその消防を見てもみますと、益城町とか大津町とか菊陽町とかを調べますと人口に対しても少のうございます。益城町も5分団で少のうございますので、西原村のほうもちょっと、見る地域は一緒になりますけれども、分団を減らしてもらえたらどうかなというふうに思っております。

それと、それに対して班のほうも、やはり一般の消防団員から聞きますと、要するに4人しかおらん、3人しかおらんということで、いざ火事があっても一人では行けないと。西原村には、消防OB会というのが存在しております。

私もちょうど地震のときに副団長を指名されておりました、それから副団長を2年、団長を2年させてもらいましたけれども、そのときは、やはり規定の班と規定の分団で、結構、消防団のご協力のおかげでできたとは思いますが、今現在、なかなかそういった班に対しても、違う集落のほうに自分は越したので、ここの班に入っているけれども、違うところに入って、また遠くからそこの班に行かないかんけん、積載車のいろいろなこと、行事をやっても、知らんふりしてまた自分は次のところに行かないかんという、何か後ろめたい気がするので、そこのところはどうかありませんかとかいう消防団の意見も聞きましたので、そこのところの分団編成と班編成はどのように考えられているかということをおちょっと1番目に質問させていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君） 村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君） 小城議員よりご質問の西原村消防団の分団再編についてお答えをいたします。

この消防団の分団再編問題につきましては、本当に以前より、各集落の人口減少に伴い、分団再編の問題が長年の懸案事項であったというふうに認識

をしております。私も十二、三年前に分団長をしておりましたが、その頃も、その以前からも分団再編の話が上がっていたと記憶がございます。

最近の各分団、各班の話を伺っていると、先ほど議員が申されましたとおり、いよいよもって分団または班の維持継続が困難であり、待たなしの状況であると捉えております。この問題は、本村執行部はもとより、西原村消防団、加藤団長をはじめ幹部一同、全団員、喫緊の課題として、できるだけ早い時期に解決しなければならないと、決意をもって取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この分団再編問題は消防団だけで解決する問題ではございません。それぞれの集落で状況も違います。10年、20年先を見据えた問題もそれぞれ様々であるというふうに思います。それぞれの区で一旦取りまとめでいただき、地域から分団、分団から西原村消防団へ話を上げていただき、解決していくことが、最良、最善の形ではないかというふうに考えております。

先日の6月3日に各区長をお招きし、西原村災害対策会議、また水防連絡協議会を開催し、その中で加藤団長より、分団再編として現在8つある分団を半分の4分団体制にしたいという説明があっております。また、消防団組織の高齢化や若者の成り手不足による消防団の定数維持は、西原村も含めて全国的な問題となっており、分団再編への協議をしていただくよう区長さん方へ協力要請がなされたところでございます。

村としましても、喫緊の課題として捉え、それぞれの分団で、まずは地元区と協議をしていただき、その結果を基に分団長会議、あるいは議会へ相談しながら最終決定できればというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）お答えいたします。

分団再編についての協議につきましては、今年度の消防幹部会議及び分団会議で進めてきており、現在8つある分団を山西校区で2分団、河原校区で1分団、役場で1分団、村長が言われたとおり計4分団体制とする方針を先週6月30日開催での西原村災害対策会議・水防連絡協議会で区長様方へ、その内容を各消防団と協議を進めていただくよう加藤団長のほうから区長様宛てに要請をいただいているところでございます。

今後、各地元と各消防団で意見等の集約を行っていただき、分団再編を行っていただければと、まずは思っているところでございます。

また、班編成については、その後、分団再編が完了した後に決定されるものと考えておまして、これについては、消防詰所の管理及び積載車の取扱いなど各班と地元集落との協議及び再編された分団との協議が詳細にわたり必要不可欠となるものと考えております。

まずは、当面、分団の再編ですが、班編成についても平行して、今後、進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

2点目が、消防団の人員定数と年俸について少しお伺いしたいと思います。

消防団も地震以降、人間がやはり若干減っているといううわさを聞いて、今まで西原村に消防団は定員が何名というふうに決まっていると思いますが、今、何名ぐらい減っているのかと、私もちょっとして、地震以降、消防団員もちょっと熱が薄れたといえますか、何かもう消防団に地震以降行きたくないというふうに聞いております。私、ちょっと知らなかったんですが、2年か3年前から、消防団の年俸は、8年前のときは、要するに分団長に年俸をやって、それから分団長から各班の班長さんにやって、それから班長さんのほうが各班に持って帰って、いろんなことをするというような業務になっておりましたが、今は年俸も要するに個人個人に郵送するという話を聞きましたので、そのような経緯になったのはなぜかということを知りたいと思います。

先ほど言われましたように消防団は強制ではございませんので、いや、俺は消防団なんかには入らんとできれば、無理して強制に入れるわけではございませんので、なかなかそのところが難しく、人員のほうも減っているんじゃないかと思いますが、その辺のところをよろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小城議員のご質問につきまして、令和4年4月1日より、話がありましたとおり、消防団員への報酬支払いについては、国の基準が示されており、各分団員個人の口座へ振り込むこととなりました。

また、消防団の定数につきましては、令和6年4月1日現在で245名、対しまして団員は238名でございます、現在マイナス4名となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）お答えいたします。

令和4年4月1日より地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準によりまして、その中で「報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること」とされまして、そのことにより本村の消防団年俸を含む報酬及び費用弁償については、各分団員個人の口座へ振り込むという形になっております。

また、定数についてでございますが、消防団の令和6年4月1日現在の定数は245人となっております、団員数は238人となっております。

年俸については、消防団の階級の基準に基づいて年額36,500円を標準として、他町村と均衡の取れる額としておるところでございます。

あと、議員さんのほうから、消防団の今後の人員が、どんどん減っているという形の対抗策で、今、分団会議等で話を進めている中で、その解消については、これまでOB会のほうで今まで出ていたんですが、今後は機能別消防団員の拡充を推進しなければならないんじゃないかというところで考えております。

この機能別消防団員は、消防団員経験5年以上、年齢はおおむね55歳から65歳までで、制約としましては各分団の定数の2割と、いろいろ縛りはございますが、報酬及び手当については、退職金はございませんが、その他は消防団員と同様でございます。その点は、OB消防団員とは待遇等で違うという形になっております。

あと、活動範囲につきましては、機能別消防団員につきましては、災害発生時での出動のみとして、出初め式とかその辺の式典等の出席等はございません。本当に一大事の際に出動するというふうな方々でございますので、この機能別消防団員の導入といいますか、推奨を今後進めていくことをまず考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ちょっと補足させていただきます。

OB団員と機能別消防団員ということなんですけれども、OBのほうは、例えば積載車は緊急時には運転できません。この機能別消防団になりますと、式典に出なくていいことプラス退職金が出ないこと以外は、ほぼほぼ消防団と同じ条件でございますので、消防積載車も運転はできますし、例えば、その間、入院等されたときの補償等もございます。

できれば、これを分団会議の中でも、2割以内ではありますけれども、推奨していければということでございましたので、申し添えます。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。ちょうど私が団長のときに機能別分団をつくったという記憶がございますので、そのように理解はしております。

まだ3回目ということで、消防団の積載車と機械・器具についてちょっと聞きたいと思います。

消防団が、私が聞いた範囲では、2台ほど出ろうかとしたら、要するにエンジンがかからんということがありましたんで、エンジンがかからんってどういうことか、ちゃんとした新車ばやって、ぴしゃっとしてるから、おまえのほうで点検が悪かったと言うたら、違うところの班も、うちもかからなかった、違うところも、うちも1回あったんですよと言うたけん、何でそぎゃんなったかなとデンソーの専門の人に聞いたら、今、私も現物を見たわけではないので何とも言えませんが、要するにポンプが起きるためにポン

プと積載車をつないどると、ポンプが動かんときは積載車のバッテリーでする、積載車が動かんときは逆にもできますと。

そして、今、結構な無線がついているんで、その無線の妨害電波とか、いろいろな雑音関係を取るためにアースがついているのでしょうという話がございましたので、もう一回、アース関係でバッテリーが全部吸い込まれてしまって積載車が起きられないというようなことがあるといけませんので、どぎゃん車が新車でも、バッテリーが上がってしもてから動かんじゃ話になりませんので、今はギアつきの車のほうもありますので、押しかけができませんので、だけん、そここのところをもう少し分団長会議あたりのところでしてもらって、もう少しして、積載車の購入時にも、そういった説明をよくして、ここここを教えとってくださいというような感じで、ただ新車を買って、はい、何分団、あげますよじゃなくして、その使い方とか何とかも一応消防団のほうに説明をしてやってもらいたいと思います。

私からは以上です。

- 議長（山下一義君）答弁を求めますか。
- 3番議員（小城保弘君）いえ、いいです。
- 議長（山下一義君）したいと言いますけれども。
- 3番議員（小城保弘君）はい、どうぞ。
- 議長（山下一義君）総務課長。
- 総務課長（堀田隆二君）すみません。

今、小城議員から言われた内容は、新車が、バッテリーがあがると、納車されていくという形なんで、私のほうで、これは各分団会議の中で、こういった事例がほかにないかどうか、あと原因が、ほかでも同じような事例が出ているのではないかどうか、その辺も調べさせていただいて、これは、うちとしても、もう一度その修理業者等に、どういった内容で修理が上がったのかどうかも含めて確認を今後したいと思います。以上でございます。

- 議長（山下一義君）まとめてください。
- 3番議員（小城保弘君）すみませんでした。

もういろいろ消防団関係は非常に難しい問題と思います。要するに、強制ではできない、消防団ばかりですることにはできない。やはり集落の囑託の区長が権限を持っておりますので、区長が言わなければできないと。自分たちの消防は消防で一生懸命やりたいということもやっておりますから。

だから、消防団が魅力のある、俺も消防に入っていよいよというような感じで、今現在、班で二、三人しかおらんと。そして、先輩たちが来ならんと、さらには2人しかおらんで、だけん俺は5年も6年も班長を続けしよるとかしたもんで、そういった話を聞きますので、人を動かす問題で大変難しいとは思いますが、魅力ある消防団をつくって村民の安全・安心を図っていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（山下一義君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 3時09分 散 会

第 3 号 ( 6 月 1 4 日 )

## 令和6年第2回西原村議会定例会会議録

令和6年6月14日、令和6年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

### 令和6年6月14日（金曜日） 議事日程第3号

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                    |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                            |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について                                  |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」                |
| 日程第 6 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」                   |
| 日程第 7 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」             |
| 日程第 8 | 議案第42号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第 9 | 議案第43号 | 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第10 | 議案第44号 | 令和6年度西原村一般会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第11 | 議案第45号 | 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ（6台）購入）                                     |
| 日程第12 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地2工区造成工事）                                  |

- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業  
団地 3 工区造成工事）
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について（葛目川河川災害  
復旧工事）
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について（滝川河川災害復  
旧工事）
- 日程第 1 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに  
ついて
- 日程第 1 7 同意第 3 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて
- 日程第 1 8 発議第 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣  
について
- 日程第 1 9 組合議会報告について
- 日程第 2 0 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	竹下良一君
総務課長	堀田隆二君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	村上文英君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末の2ページをお開きいただきます。

令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費5件、民生費5件、商工費3件、土木費5件、消防費1件、教育費2件、災害復旧費2件の合計23件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

3ページを開けていただきまして、下段でございます。

翌年度繰越額は合計で6億410万7,000円。財源の内訳といたしましては、既収入特定財源1,470万円、未収入特定財源、こちらは国県支出金2億8,725万4,000円、地方債1億8,320万円、その他の特定財源111万7,000円、一般財源1億1,783万6,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

第6次西原村総合計画等策定事業につきましては、事業出来高ベース95%となっております。

キャッシュレス決済・釣銭機導入事業につきましては、事業出来高ベース30%となっております。

特定地区公園事業については、工事出来高ベース95%となっております。

定額減税システム改修事業については、進捗率100%となっております。

社会保障・税番号制度システム整備事業については、事業出来高ベース10%となっております。

住民税均等割課税世帯及び子ども加算給付金事業については、事業出来高

ベースで80%となっております。

住民税非課税世帯に対する低所得世帯支援給付事業については、事業出来高ベースで95%となっております。

地域福祉センター増改築事業については、工事出来高ベースで60%となっております。

子ども・子育て支援事業計画策定事業については、事業出来高ベースで70%となっております。

保育園キャノピー改修事業については、工事出来高ベースで10%となっております。

西原村くらし応援商品券（第2弾）事業については、事業出来高ベースで95%となっております。

鳥子団地道路改良事業については、進捗率は工事出来高ベースで70%となっております。

L Pガス料金負担軽減支援事業については、事業出来高ベースで20%となっております。

道路維持事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで40%となっております。

道路新設改良事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで10%となっております。

道路橋梁費震災対策事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで10%となっております。

辺地道路維持事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで70%となっております。

辺地道路改良費につきましては、進捗率は工事出来高ベースで90%となっております。

小型動力ポンプ付積載車購入事業につきましては、事業出来高ベースで80%となっております。

電子図書館等導入事業につきましては、進捗率、事業出来高ベースで60%となっております。

中学校バリアフリー化改修事業につきましては、工事出来高ベースで70%となっております。

現年度農地等災害復旧事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで70%となっております。

現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで70%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第1号、令和5年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第2、報告第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）報告第2号につきましてご説明いたします。

報告第2号のファイルをお開き願います。

報告第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1事業費、項1事業費、事業名、工業団地造成事業、金額1億9,389万4,000円。翌年度繰越額1億9,389万2,000円。財源内訳としては、一般財源で1億9,389万2,000円となっております。

工業団地造成事業の内容といたしましては、工業団地造成事業における開発申請に伴う流末排水路改修工事、調整池整備工事、管理用道路整備工事等の事業でございます。5月末での事業進捗率は20%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明

許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第3号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○水道課長(廣瀬 太君) 報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和5年度西原村工業用水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり令和6年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、工業用水道水源地さく井事業、予算計上額5,031万7,000円、支払義務発生額35万4,980円、翌年度繰越額4,996万2,000円。財源内訳としては、企業債4,500万円、損益勘定留保資金496万2,000円となっております。

内容としましては、工業用水道における新水源地の作成事業であり、事業の早期完成を図るために当初より年度をまたいだ工期設定とし、翌年度へ予算繰越しするものでございます。

なお、工期は今年度8月下旬までとしており、5月末での進捗率は約30%となっております。

地方公営企業法第26条第1項により、予算に定めた地方公営企業の建設改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者はその額を翌年度に繰り越して使用することができると定められております。また、同条第3項の規定において、翌年度に繰り越した場合は、その旨を議会に報告しなければならないと定められております。

以上、ご報告いたします。よろしくご説明いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで、報告第3号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、承認第3号、専決処分報告及び承認について「(専第2号)

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末、2ページをお開きいただきます。

専第2号、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に公布され、これを受け、本村の必要な条例に対しても4月1日施行する必要がありましたので、専決処分をさせていただきました。

ここから、別ファイルの本条例案の概要によりご説明いたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、以下の関係する条例の引用条項の整理を行うため、所要の改正をする。

主な内容でございます。

関係条例及び改める引用条項については、記載のとおりでございます。

施行期日は、令和6年4月1日から施行としております。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号) 地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ

いて」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末、2ページをお開きください。

専第3号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)。

令和5年度西原村一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,461万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,699万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入において、令和5年度の地方譲与税及び特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されることや、ふるさと納税災害復興復旧寄附金を災害復興基金に積み立てることについて、年度末までに歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要性がありました。このような必要な措置を講ずるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。

ここから、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページから、歳入でございます。

決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

9ページをお願いいたします。

下段のほうになります。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税8,192万8,000円の増額補正でございます。地方交付税の増でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金1,748万1,000円の減額補正でございます。ふるさと納税寄附金等の減でございます。

11ページをお願いいたします。

ここから歳出でございます。

上段のほうでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目8企画費2,776万円の減額補正でございます。

ふるさと納税寄附金関連通信運搬費等の最終的な額の確定により、減額でございます。

あと、予備費に1億834万8,000円の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）収入も支出も含めて、ふるさと納税に関して予定どおりいかなかったことに対する、甘かったとか、そういうあれではありませんけれども、何か見解をいただければ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、昨年度につきましては3億7,000万円ほど歳入として計上させていただきまして、今年度につきましては、一応3億9,300万円ということで、昨年度よりかは寄附額のほうは増えております。ただ制度上、昨年10月時点で制度の厳格化ということで納税額に対する手数料関係の50%ルール、こちらのほうが厳格化になりました関係上、9月までの収入は寄附額のほうは大変多くございました。その後につきましては、全国的に含めて寄附の収納額、そういうものも含めた上で、昨年と比べると減額になっておりますというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）それは想定額が甘かったということではなくて、やっぱり法律、税のことは私も手数料の件は新聞とかによく出て見えています。その関係で下がったということですか。想定がではなくて、そういった経費の関係で減ってきたのかなというところですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問のふるさと納税の件なんですけれども、法律が改正されたという点もあります。また、昨年9月、10月までは対前年比200%程度いってしまして、調子がいいかなというふうに読んでいたんですけれども、その後、物がなとか、足りないとかという状況になりまして、なかなか伸び悩んだという結果がございます。

これから先、業者さんとか出店されるお店に1件1件問合せを行っていきまして、やはり備蓄する倉庫であったり、加工する精肉であったり、加工品の場所が手狭ということで、これ以上なかなか量を増やすのは難しいという相談等が出ておりますので、そこら辺もこれから先は1件1件訪問して、できるだけ質量ともに多くできるように取り組んでいくとともに、馬刺し等、共通返礼品等もなるべくたくさん売れるように、特に馬刺しに関しましては駒城さんが西原村に牧場を持っておられますので、そこら辺も積極的にセールスに課長、私も出向いて、もっともっと増やしていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第10号）」についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページを開けていただきまして、専第4号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月30日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、それを受け、西原村税条例も令和6年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

した。

主な内容につきましては、別ファイルの西原村税条例の一部を改正する条例案の概要、税務課資料1でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令等関係法令の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容について、項目ごとに説明いたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時37分）

（午前10時46分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長、お願いします。

○税務課長（小栗 優君）すみません。大変失礼いたしました。

ただいま配付させていただきました概要書、税務課資料1においてご説明をさせていただきます。

まず、（1）個人住民税の改正のア、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例につきましては、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の対象とすることができる特例を設けるものでございます。

次に、イ、令和6年度分の個人住民税特別税額控除定額減税につきまして、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施します。ただし、納税者の合計所得額が1,805万円以下である場合に限りです。この措置を受けまして、村税条例では附則第7条の5、以下、ここに記載の12の関係条項の規定を設け、改正するものでございます。

次に、（2）固定資産税の改正のア、固定資産税、土地の負担調整措置延長につきましては、宅地及び農地等の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みについてを継続します。

次に、イの固定資産税のわがまち特例、バイオマス発電設備等の規定の新設につきまして、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の特例割合7分の6を定める規定を新設するものでございます。

最後に、（3）その他についてですが、地方税法を含む各法律改正に伴う条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日から令和7年4月1日にかけて法律に基づいて順次施行します。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第5号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月30日、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、それを受け、西原村国民健康保険税条例も令和6年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

主な内容につきましては、配付しております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料2によりご説明させていただきます。

条例改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民

健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容の（１）国民健康保険税の課税限度額の引上げについて、これは国民健康保険の被保険者各所得層間における保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、課税限度額引上げにより見直しを行うもので、改正内容につきましては、表のとおり、後期高齢者支援金分の限度額を「22万円」から「24万円」とし、課税限度額の合計を「104万円」から「106万円」に改正するものです。

次に、（２）国民健康保険税軽減判定所得の見直しにつきまして、これは低所得者世帯の保険税負担に配慮し、５割軽減、２割軽減基準の軽減判定所得について見直しを行うもので、表のとおり、５割軽減の判定計算の数値が「29万円」から「29万5,000円」に、２割軽減判定計算の数値が「53万5,000円」から「54万5,000円」に改正し、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

この条例の施行期日は令和6年4月1日です。

参考のため、新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分報告及び承認について「（専第5号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第8、議案第42号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制

定することとする。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、ここから別のファイル、本条例案の概要によりご説明いたします。

本条例案の概要ファイルをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村地域公共交通会議を設置するため、条例を改正するものでございます。

主な内容でございます。別表に以下を追加するものでございます。

附属機関の属する執行機関、村長、附属機関の名称、西原村地域公共交通会議、所掌事務、地域公共交通計画の策定に関わる助言、提言を行うこととございます。

施行期日は公布の日から施行としております。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時01分）

（午前11時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第43号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 村上文英君 登壇 説明)

○住民福祉課長(村上文英君) 議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要領の改定が行われ、令和6年4月診療分から利用者の負担限度額が変更となったことにより、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、別添ファイル、(0611修正) 議案第43号(資料)、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について(案)の概要でご説明させていただきます。

条例改正の趣旨ですが、本村の重度心身障害者医療費助成は熊本県重度心身障害者医療費助成事業に併せて運用を行っており、熊本県重度心身障害者医療費助成事業の補助金交付要領が改正、令和6年4月1日施行されたことに伴い、本条例においても一部を改正する必要が生じたものです。

主な改正内容についてご説明いたします。

第3条第1項第1号のア、入院の場合において、同一月の診療分について、1医療機関等につき「2,040円」を「2,000円」に、同号のイ、入院外の場合において、同一月の診療分または施術分について、医療機関等につき「1,020円」を「1,000円」に改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第44号、令和6年度西原村一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、令和6年度西原村一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度西原村の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,769万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,190万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1、追加。

事項、端末管理サーバリース料、期間、令和6年度から令和11年度まで、限度額356万6,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、10道路橋りょう等災害復旧事業債(道路橋りょう等災害復旧事業(現年度補災))。限度額、2,910万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、廃止。

起債の目的、6防災対策事業債(消防局指令管制システム整備負担金)。限度額、490万円。備考につきましては記載のとおりでございます。

3、変更。

起債の目的、5 緊急防災・減災事業債（消防局指令管制システム整備等負担金）。補正前、限度額、70万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。補正後、限度額、680万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段でございます。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧国庫負担金5,831万8,000円。道路橋りょう等災害復旧事業費負担金（現年度）による増でございます。

次に、款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 総務費国庫補助金4,316万6,000円の増額補正でございます。デジタル基盤改革支援補助金等の増でございます。

続いて、款16県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金2,575万4,000円の増額補正でございます。経営発展支援事業補助金等の増でございます。

次に、9 ページをお願いいたします。

款22村債、項1 村債、目6 災害復旧事業債2,910万円。道路橋りょう等災害復旧事業（現年度補災）による増でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

上段の歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目8 企画費1,569万4,000円の増額補正でございます。地域防災交通計画策定事業委託料等の増でございます。

11ページをお願いいたします。

中段でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農業振興費2,535万9,000円の増額補正でございます。経営発展支援事業補助金等の増でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

下段のほうになります。

款10災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋りょう河川等災害復旧費9,293万6,000円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧工事（現年度補災）等の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）5 番、坂本です。

10ページになります。大相撲の巡業と大型バスが480万円というふうに関

いておりますが、いつ頃される予定で、どういったことをされるのか。また、バスとか子どもたちを送迎とか、何かそういう話が上がっていましたけれども、その内容の説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、大相撲巡業運営委託料として400万円、こちらのほうを計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、11月の大相撲九州場所が終わった令和6年12月3日の予定で今進めておりますけれども、この日に大相撲の巡業を一応計画ということで進めさせていただいております。

こちらのまず委託料の400万円の内訳といたしまして、土俵代や体育館の養生関係、こちらが日本相撲協会のほうに委託する分ですけれども、こちらのほうが約200万円。あと、巡業等の冊子、こちらが記念誌みたいな形になりますので、著作権の関係上、相撲協会に委託しなければいけないということで、こちらのほうの作成費として75万円ほど。あと、土俵の下地といいますか、そちらの土俵の一番下の形を作る作成費及びそちらの撤去処分関係で125万円というところで、合計400万円という形で委託費を計上させていただいております。

あと、大型バスの80万円につきましては、村長が提案理由でも申しましたとおり、子どもたちの熊本地震ですとかコロナ禍でなかなか行事とかイベントができなかったこともありまして、子どもたちへの思い出づくり、また村外から集客できるイベントを開催という意味でもございますので、こちらのほうで子どもたちの送迎用という形で大型バスのほうの計上させていただいております。

今の予定といたしまして、平日ということもございますので学校の授業中です。こちらのほうで学校とも連携しながら、子どもたちを少しでも大相撲の力士の方々に触れ合っただきながら、思い出づくりというところで進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

まず、480万円ということで、予算の出どころと、あとは、これはこちらからお金を400万円は相撲のほうに払われるということですが、これは巡業とか、そういったものであれば売上げとかが出てくると思うんですけれども、そういったものはこちらには全然載っていないんですけれども、そういったものは入らないということなんでしょうか。また、それは村内、村外の方が見られるものだとは思いますが、その辺の金額等が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

大相撲の巡業ということで、基本的には日本相撲協会のほうの主催ということで、土俵の周り、あちらのほうで席等を設けてされると思います。そちらのほうにつきましては、あくまで有料という形でチケットの販売等が行われると思います。こちらのチケット等の代金につきましては、全て相撲協会の収入というようなどころでお伺いしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）企画課長の答弁に追加をさせていただきます。

相撲協会のほうから現在話があっておりますのは、200席ほど子どもたちとお年寄りに、恐らく2階になるとは思うんですけども設けますということと、近隣市町村、昨年私も菊陽町のほうに呼ばれて行ったんですけども、近隣市町等の席も設けますという話を聞いています。また、学校が全ての児童・生徒が来られないかもしれませんので、そのときは各小・中学校、保育園、またのぎく荘等に力士さんを手分けして現地へ、小・中学校に出向いて触れ合う場が設けられればということで、学校関係と調整しないといけないんですけども、そういうのも考えられているようでございます。以上です。

あと、財源のほうは、チケットの売上代は全部相撲協会になります。あくまでも会場の設置とか送迎関係が委託料となっているところで、金額は、チケット代、（「財源」の声）財源は、申しましたとおり日置村長のご寄附頂いていますので、その財源を活用させていただければというふうに思っております。あわせて、できれば、承認いただきましたら村内の企業とか各種団体に協賛を募って運営をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）すみません、1 番議員、尾崎です。

今の説明でちょっと分からなかったんですけども、200席ほど準備していただくということは、200席は無料招待ということで間違いないでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）現在のところ、そういう話をいただいているところでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）今の件に関連といたしますか、今うちがタクシー券を村で出しております。それはやっぱり1人何枚とかいう形だと思っています。前からこれは村長の説明にもございましたけれども、検討していかなければならない、どうにかしたいという。総合体育館を中心に、そこから各地域まで何kmとかそれぞれ出して、その地区別で何枚とか追加をするとか、そうい

った形も、何かこういったことのきっかけになって作成できないかと。前のページには1,000万円計画してあります道路、そういうところでそういうのをやっていただければと思います。

何なら総合体育館から、昨日の一般質問でも出てきた空港までの枚数も出そうとか、もともと六百何十万円予算組んでいるのに実際は三百四、五十万円しか使われていないので、そこら辺にちょっと目を向けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）タクシー券の利用ということなんですけれども、提案理由書でも話をさせていただきましたけれども、地方公共交通計画策定業務の中で委員会を設けて、その中で、例えば中心部から何km以上離れたところは多めにやったりとか、実情等も今タクシー券を配らせていただいている中で現状が分かってきておりますので、そのことも踏まえて、その場で検討していければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）できれば巡業に間に合うようにつくっていただければと、タクシー券の部分だけでもと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そこら辺も含めて、バスもフル稼働、学校の生徒の送り迎え以外にもそういう各集落を回って住民さんを送迎できるように、ちょっとできるだけ段取ってみたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）なければ、産業課での二千四百何万円、11ページの収入にも同じ金額が出ていますけれども、あれは昔からある、前からある何か新規就農者関係の予算なのか、名前変わっているかちょっと分からないので、説明をお願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）中西議員のご質問にお答えいたします。

中西議員がおっしゃるとおり、新規就農者に対しての機械導入であったり、生活費の一部であったり、毎年名前を少し変えながら制度設計がされておりますので、昔からある新規就農者に対する支援補助金でございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

産業課長。

○産業課長（中西 聡君）今回提案させていただいております対象者は、新規就農者は5名でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）12ページの教育費で総合型スポーツクラブの支出に関して、ちょっと内容でも説明していただければと。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）中西議員のご質問にお答えします。

内容ということですが、今年度から本格始動を始めております。テニス教室でしたり、子どもたちの幼児体育教室等は継続して行わせていただいております。そのほか、スポーツだけじゃなくて、英語のほうにもイングリッシュという形で取り組ませていただいているという現状です。現時点で、カラスポには100名を超える方の登録があつているというところです。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）何で今したかといいますと、住民課さん、健康福祉課さん含めて、やっぱりいろんな健康の面に関してもいろいろ事業をされていますけれども、一番大事なのはここではないだろうかと思っています。では、ほかの今高本さんがされているスポーツ協会も含めてどれぐらいの予算か、ちょっと足し算でも本当に6桁にはいかないような僅かな金額ではないかと思っています。認知症等も含めて、この総合型云々というのは、何だこれはという感覚もあるかもしれませんが、長い目で見れば、本当にさっきも言いましたように住民の健康のためになるのではないかと思います。

これはもう村長にちょっと伺いたいんですけれども、こういった予算が本当はもうちょっと増やしていっていくのがいいのではないかと、私は思っています。ずっと携わってきたからこれを言うのではなくて、やっぱり一般住民の健康のためにも連携しているのではないかと思います。そこで、やっぱりもうちょっとここに力を入れていただきたいという、各課の課長の問題じゃなくて、村の運営としてちょっと伺いたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ありがとうございます。

このカラスポに関しましては、もう本当に期待しているところであります。これからさらに多くの参加者さんとか活動ができるように、もう本当に前向きにいろんな活動にお金を増やしていければというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）期待しております。一般質問にもありましたし、先ほど私が言ったタクシー券も含めて、やっぱり交通の問題とか、そういったところが一番出てくるかと思っておりますので、重点的に予算は頭に入れておいてほしいです。まだ僅かな金額ですから。総予算からしたら本当に微々たるものだと思いますから、よろしく願います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第45号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号、物品購入契約の締結について。

お手元のタブレットの0607修正、議案第45号のファイルをお開きください。

次のとおり物品購入契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ（6台）購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1,414万3,800円（税抜額1,285万8,000円）

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区神水2丁目6番7号、会社名、野々村ポンプ株式会社、代表者、代表取締役、湯本淳二。

参考資料といたしまして、次のページに物品供給契約書を添付しております。

各消防団に配備されております小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新、購入をしてきたところでございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債が起債充当率100%、交付税措置70%ということから財源として有効であるため、当該起債のほうを活用し、購入してきております。

当該起債の期限につきましては、令和2年度から令和7年度まで延長されたことから、経過年数19年以上となる1分団1班、1分団2班、2分団2班、3分団1班、5分団1班、7分団2班を更新、購入するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

積載車ということで、以前から積載車につきましては、小型貨物の運搬車だろうと思いますけれども、以前から軽自動車は四駆か、その話もあったわけですけれども、その辺の計画はどのようになっているかをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件はポンプなんですけれども、軽の積載車ということで、益城町のほうに軽の積載車があるということで、今消防団の幹部が見に行っております。それを受けて、どうしようかということで検討段階にある状況でありまして、今のところ具体的にいつ頃買うとか、どの分団に配置するとかいう話までは来ていません。これからの分団再編で、例えば集落によっては小型がいいんじゃないかとかいう話もあるかと思っておりますので、恐らくそういうのと含めたところで、小型の積載車が要望等が上がってくるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）すみません。私のほうから補足で説明させていただきます。

繰越しのほうで、小型動力ポンプと積載車のほう、継続という形で承認をいただいている部分でございますが、その中に積載車のほうを7台購入のところ、一応製造元のほうの理由で繰越しをさせていただいておりますが、その中に軽の初ですけれども、積載車を導入するところで今進めているところでございます。6分団のほうに一応搭載、納品というか納車する予定にしておりますので、これを基に、また必要な内容であると、一応使い勝手がいいということであれば順次今後検討していくこともあるかと思っておりますが、今のところ今年7月ぐらいには、その6台のほうを各分団のほうに納車できるんじゃないかなというところで進めているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）大変失礼いたしました。関連事業ということでお尋ねしたかったんですけれども、もう一つ、どうしても軽自動車は先発隊として行くだろうと思いますけれども、本部のほうでもやっぱりそういった軽自動車のいろんなのをそろえていただければ早急に対応が、火事の現場の対応ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

このポンプの6台の購入方法なんですけれども、各班から要望があつて、こういうポンプが欲しいというふうに言われて買われるのか、それとも6台ともみんな同じ品物を買われるのか、それはどういった方法で買われるんでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）それぞれの備品ですけれども、それぞれの購入メニューとしてそれに附属するものが当然ありますので、それぞれ各分団のほうから要望等を聞いた上で購入のほうを進めております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）すみません。備品ではなくて本体ですね。本体が、種類が幾つかあったりメーカーがあったりとかすると思うんですけれども。自分が以前いたときに購入しまして、こういうのがあるという説明を受けて班から要望で買ったんですけれども、今こうやって6個一遍に買われますけれども、ばらばらなメーカーを買われるのか、それともその辺はどうなんでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちら村のほうで一応取りまとめはしますが、最終的には共通仕様書、だからそれぞれの分団でばらばらで購入するのではなくて、ある程度統一感を持って、機種とか車両等につきましては統一で購入させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、物品購入契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時51分）

(午後 0時57分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第46号、日程第13、議案第47号までの工事請負契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

○企画商工課長(堀田和也君) 議案第46号から議案第47号、以上2件につきましては、全て工業団地造成事業における工事請負契約の締結についてでありますので、同じ条文であります。以下につきましては、一括して契約の内容を説明させていただきます。

0607修正の議案第46号のファイルをお願いします。

議案第46号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西工団第4号、鳥子地区新工業団地2工区造成工事。

2、契約金額、8,729万6,000円(税抜額7,936万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865番地、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

主な工事の内容につきましては、企業誘致の受皿となる2区画目の敷地造成工事となります。約2万4,000㎡の予定区画を盛土7万8,400㎡、切土1万6,300㎡の施工が主要な工種となります。不足する土量は、調整池を掘削したときに発生する発生土を利用するほか、土砂の採取地からの搬入も本工事内に含まれております。安定した盛土地を造成するために地下排水工やのり面の側溝工を含む工事となっております。

次のページに、参考資料といたしまして、公共工事請負仮契約書の写しを添付しております。

議案第46号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第47号を説明いたします。

0607修正、議案第47号のファイルをお願いします。

1、契約の目的、西工団第5号、鳥子地区新工業団地3工区造成工事。

2、契約金額、1億199万2,000円(税抜額9,272万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役、堀田皇紀。

主な工事の内容といたしまして、先ほどの議案の上段の区画に当たる3区

画目の敷地造成工事となります。約1万9,000m<sup>3</sup>の予定区画を盛土4万6,200m<sup>3</sup>、切土5,300m<sup>3</sup>の施工が主要な工種となります。不足する土量は、土砂の採取地からの搬入4万5,000m<sup>3</sup>も本工事内に含んでおります。安定した盛土地を造成するために地下排水工やのり面部の側溝工も含む工事となっております。

次のページに、参考資料といたしまして、公共工事請負仮契約書の写しを添付いたしております。

今回、この2件の造成工事と併せて、調整池の整備工事第1期及び管理用道路整備工事第1期の2件の工事につきましても発注を行いましたことをご報告いたします。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

議案は第47号で質問いたします。

こちらの発注、請負者のほうが有限会社堀田建設さんですね。発注金額のほうが1億円。すみません。本日の議案の第48号議案のほうも堀田建設さんで5,000万円の請負契約になっております。工期も大体同じような工期になっておりますが、この金額の大きな工事を同じ工期で2つ請け負うと思うと工期のほうが間に合うのかが心配されますが、大丈夫なのでしょうか、お願いたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の工業団地の造成工事と次の議案にございます災害復旧工事につきまして、一応同じ業者さんが受注されているというところですが、工事につきましては全く別の工事になりまして、現場代理人及び主任技術者等が多分別々の方というところで工事を進められていきますので、技術的にも工期的にも特段今のところは問題ないと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

これ調整池のほうをまず最初にされると思うんですけども、それを上のほうに泥を持っていく作業がほとんどということでしょうか。また、調整池のほうはどういった感じになりますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど説明いたしましたとおり、今回の工事に併せまして調整池のほうも第1期工事ということで発注をさせていただきました。この調整池の第1期工事ということで、一応調整池予定地箇所の土砂の掘削を中心というところの工事を発注しております。こちらの土砂掘削した泥を工業団地の2工区のほうに持って行って盛土をするというような形になってございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

大体調整池の関係で2工区から3工区ということですが、次々と上に上がっていく状態になるのでしょうか。第1工区というのは、もう一番下ができて、なおかつ排水がちゃんとできるような形になるまで触らないということでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）お答えいたします。

1工区のほうにつきましては、県道の山西大津線の改良工事に伴います仮設道路が今、建設される予定でございます。この山西大津線の改良工事が終わりましたから、この仮設道路の撤去に併せて、この1工区の造成工事というところで計画をいたしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

両方に関して、2番目の工事名、名称って今後変えていくのか、このままでいくのか、ちょっと伺いたい。

○議長（山下一義君）議案番号幾つですか。

○6番議員（中西義信君）いや両方とも。工事請負仮契約書の2番目に書いてあります工事名は鳥子地区新工業団地と書いてありますけれども、今後名称等はこのままでいくのかどうなのかと。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

取りあえず、今、村のほうで進めておりますこの鳥子地区新工業団地、一応ネーミング的には仮称という形になっておりますので、工事につきましてはまずこの仮称のほうで進めさせていただいて、今後、造成等が終わり次第また工業団地の名称等は検討いたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）まだ決定していないということですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）現在のところ、正式な呼称についてはまだ決定をいたしていない状況でございます。以上でございます。

- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。  
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第46号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立多数）
- 議長（山下一義君）起立多数であります。  
よって、議案第46号は原案どおり可決されました。  
続いて、議案第47号について討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第47号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立多数）
- 議長（山下一義君）起立多数であります。  
よって、議案第47号は原案どおり可決されました。  
日程第14、議案第48号から日程第15、議案第49号までの工事請負契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。  
内容の説明を建設課長に求めます。  
（建設課長 久野 太君 登壇 説明）
- 建設課長（久野 太君）議案第48号から議案第49号、以上2件につきましては全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、一括して契約の内容を説明させていただきます。  
議案第48号、工事請負契約の締結について。  
次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。  
令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。  
1、契約の目的、災補河第312号、葛目川河川災害復旧工事。  
2、契約金額、5,023万7,000円（税抜額4,567万円）  
3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社

名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役、堀田皇紀。

主な工事内容についてご説明申し上げます。

現場は葛目川の上流に位置し、令和5年度発生 of 河川災害復旧工事でございます。河川護岸復旧、全5工区から成る総延長110.5mです。工事概要は、掘削工340㎡、転石破砕工76㎡、ブロック積み工579㎡、仮設工一式の工事があります。

別ファイルに公共工事請負契約書の写しを参考資料として添付しております。ファイル名は0607修正、議案第48号資料となっております。

議案第48号につきまして、説明は以上でございます。

続きまして、議案第49号をご説明いたします。

1、契約の目的、災補河第313号、滝川河川災害復旧工事。

2、契約金額、9,009万円（税抜額8,190万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役、日置通也。

主な工事内容についてご説明申し上げます。

現場は白糸の滝下流に位置し、令和5年度発生 of 河川災害復旧工事でございます。河川護岸復旧、全3工区から成る総延長46.4mです。工事概要は、掘削工720㎡、転石破砕工400㎡、大型ブロック積み工333㎡、仮設工一式の工事であります。

別ファイルに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。ファイル名は0607修正、議案第49号資料となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番、堀田です。

議案第49号ですけれども、先ほど工事の概要をお聞きしましたが、場所をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）堀田議員のご質問にお答えします。

第49号の滝川の災害復旧工事、場所は白糸の滝、滝つぼの下に白糸橋という橋が架かっております。その二、三十mすぐ下の所の護岸になります。滝のしぶきがございまして、しぶきの真正面辺りになるかと思ひます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。  
議案第48号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案議48号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第49号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして総務課長に説明を求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、緒方良行、生年月日、昭和30年10月28日、住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原2408番地、備考、再任。

提案理由でございます。

人権擁護委員、緒方良行氏が、令和6年9月30日に任期満了となるため、再度選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねありませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は緒方良行氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては緒方良行氏を適任とすることに決定します。

日程第17、同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字鳥子1218番地5、氏名、藤本純恵、生年月日、昭和54年7月23日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員、加藤みな子氏の任期満了に伴いまして、新たに委員を任命することに対し、議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和6年7月1日から令和10年6月30日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしく願いいたします。

すみません。訂正のほうお願いいたします。履歴書の一番下、職歴等のところに令和元年5月、株式会社藤本和装建築入社とありますが、読み方はこのままで大丈夫なんです、藤本和装の「装」の漢字の違いがございまして、正しくは「感想」の「想」の記載の誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。(「1行上の声」)

失礼いたしました。その上の平成17年10月のほうの藤本和装の「装」につきましても同じように漢字の間違いがございまして、この「想」という字での記載のほうの方が正しいということなので、訂正のほう出したいと思っております。お願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第18、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに提示しておりますとおりに派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおりに派遣することに決定しました。

日程第19、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

7番議員、西口君。

（7番議員 西口義充君 登壇 報告）

○7番議員（西口義充君）大津町西原村原野組合会計歳入歳出決算書報告をいたします。

令和6年3月15日に組合議会の定例会がございましたので、報告を今回させていただきます。

原野組合の令和4年度の歳入歳出決算ですけれども、歳入について、予算現額150万円、収入済額150万円、財産収入20万6,000円、収入済額20万4,038円、繰越金58万1,000円、収入済額58万1,129円、諸収入、予算現額2,000円、収入済額13円、収入合計228万5,180円です。

歳出について報告いたします。

歳出済額だけ報告をいたします。

議会費28万600円、総務費112万8,459円、農林水産業費0円、配分金12万円、予備費0円、歳出合計152万9,059円、収入合計228万5,180円より歳出合計152万9,059円、歳入歳出差引額75万6,121円、この金額は翌年度繰越額と

いたします。

主な収入について説明をいたします。

収入分担金、大津町34万5,000円、西原村115万5,000円、これが収入済額の150万円でございます。財産収入、これは九州鉄塔敷地貸付料でございます。これが20万4,038円ということでございます。繰越金は同額です。普通預金利子もそのままということでございます。

それから、九州鉄塔貸付料、これは大津町と西原村の管理をされているところに分配をしております。以上です。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出書についてでございます。

タブレットに提示の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和6年第2回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長      山 下 一 義

5 番議員      坂 本 隆 文

6 番議員      中 西 義 信